

屋部小学校職員室改修工事（その2）

図 面 目 録

意 匠 図 面				電 気 設 備 図		機 械 設 備 図	
図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
A-1	建築改修特記仕様書(その1)	A-15	(1)展開図(改修後)	E-1	特記仕様書(電気設備)-1	M-1	特記仕様書(機械設備)-1
A-2	建築改修特記仕様書(その2)	A-16	(2)展開図(改修後)	E-2	特記仕様書(電気設備)-2	M-2	特記仕様書(機械設備)-2
A-3	建築改修特記仕様書(その3)	A-17	断面図(改修前)	E-3	特記仕様書(電気設備)-3	M-3	特記仕様書(機械設備)-3
A-4	建築改修特記仕様書(その4)	A-18	断面図(改修後)	E-4	照明器具姿図・分電盤結線図(改修後)	M-4	特記仕様書(機械設備)-4
A-5	案内図・配置図	A-19	木製建具表・KEY PLAN(改修前・後)	E-5	電灯設備図(改修前)	M-5	換気設備図(改修前)
A-6	仕上表(改修前・改修後)	A-20	金属製建具表・KEY PLAN(改修前・後)	E-6	電灯設備図(改修後)	M-6	換気設備図(改修後)
A-7	1階平面図(改修前)	A-21	KEY PLAN・棚詳細図(改修前)	E-7	ピロティ-電灯設備図(改修前・後)	M-7	空調設備図(改修前)
A-8	1階平面図(改修後)	A-22	KEY PLAN・棚詳細図(改修後)	E-8	コンセント設備図(改修前)	M-8	空調設備図(改修後)
A-9	平面詳細図(改修前)	A-23	天井伏図(改修前・後)	E-9	コンセント設備図(改修後)		
A-10	平面詳細図(改修後)	A-24	土間解体平面図	E-10	放送設備図(改修前)		
A-11	断面詳細図-1(改修後)	A-25	土間改修平面図	E-11	弱電設備図(改修前)		
A-12	断面詳細図-2(改修後)	A-26	仮設計画配置図	E-12	弱電設備図(改修後)		
A-13	(1)展開図(改修前)	S-01	基礎伏図・臥梁伏図・リスト				
A-14	(2)展開図(改修前)						

令和8年度

名護市教育委員会教育施設課

工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)			工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市屋部地区			図面名称	要紙・目録
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮尺	A1=NO SCALE
摘要				図面番号	A-D0
検印	管理建築士	設計	製図	級名	NHO
				発給者氏名	仲宗根 均
				登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
				所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

<p style="text-align: center;">建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕沖縄県土木建築部</p>		<p style="text-align: center;">章 項 目</p>	<p style="text-align: center;">特 記 事 項</p>																																																																		
<p style="text-align: center;">令和8年1月改定版</p> <p>1 工事概要 (1) 工 事 名 : 屋部小学校職員室改修工事(その2) (2) 工 事 場 所 : 名護市屋部47番地 (地域地区:) (3) 敷 地 面 積 : m² (4) 工 事 種 目 : 改修工事 ア 建築物 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>建築物の名称</td><td>管理棟</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主要用途</td><td>小学校</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>構造及び階数</td><td>鉄筋コンクリート造 2階</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工事種別</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建築面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr><td>延べ面積</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td></tr> <tr><td>イ 工作物及び立木</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工作物等の名称</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>数量</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 2 本工事の設計時期 本工事の設計書は、令和8年4月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。 3 建築工事仕様 (1) 標準仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」[令和7年版](以下「標準仕様書」という。)による。 (2) 特記仕様 ア 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 イ 特記事項は、「・」に○印の付いたものを適用する。 「・」に○印がつかない場合は「※」の付いたものを適用する。 「・」と「※」に○印がついた場合は共に適用する。 ウ 項目及び特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 エ 特記事項に記載の(参 . . .)は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」[平成31年版]巻末の各部配筋参考図の当該項目を示す。 4 その他 (1) 公共事業労務費調査に対する協力 ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。 ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。 (2) 暴力団員等による不当介入の排除対策 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日)」に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。 ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。 (3) ウィークリースタンスの実施 工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。 当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html (4) 工事監理業務への協力等 ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。 イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。 なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。 ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。</p>	建築物の名称	管理棟			主要用途	小学校			構造及び階数	鉄筋コンクリート造 2階			工事種別				建築面積	m ²	m ²	m ²	延べ面積	m ²	m ²	m ²	イ 工作物及び立木				工作物等の名称				数量				<p>(4) 工事監理業務への協力等 エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。 (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて 本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。 (6) 県産資材の優先使用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。 (7) 下請業者の県内企業優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。 (8) 不発弾等発見時の処理について 本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で見守ること。 なお、これについては、下請業者へも周知すること。 (9) ダンプトラック等の過積載等の防止について ア 工事用資材等積載超過がないようにも交通安全管理を十分に行うこと。 イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。 ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。 オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。 カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。 (10) 不正軽油の使用の禁止等について ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資材等搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。 (11) 設計図書における資材等の取扱いについて ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。 イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。 ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。 (12) ガイドライン等の遵守について 設計変更等については、契約書18条から26条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。 (13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。 また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業体団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。 イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf 【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf 【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html (14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知 落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。 通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html</p>	<p>1 一般共通事項</p> <p>① 適用基準等</p> <p>② 工事実績情報の登録(1.1.4)</p> <p>③ 工事の一時中止に関する事項(1.1.9)</p> <p>4 工事の余裕期間</p> <p>5 遠隔臨場の実施(1.1.14)</p> <p>6 概成工期(1.2.1)</p> <p>7 品質計画等(1.2.2)</p> <p>⑧ 施工図等(1.2.3)</p> <p>⑨ 工事の記録(1.2.4)</p> <p>10 電気保安技術者(1.3.3)</p> <p>⑩ 施工条件(1.3.5)</p>	<p>・ 建築改修工事監理指針(令和7年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</p> <p>・ 建築工事標準詳細図(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部</p> <p>・ 敷地調査共通仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部</p> <p>・ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(令和6年版)(一社)公共建築協会</p> <p>・ 営繕工事写真撮影要領(令和5年版)</p> <p>・ 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部</p> <p>・ 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に關する実施要領(平成25年12月)沖縄県土木建築部</p> <p>・ 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項(令和4年4月)沖縄県土木建築部</p> <p>登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。</p> <p>工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に關すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に關すること及び工事現場の維持・管理に關する基本的事項を明らかにする。</p> <p>(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。</p> <p>・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択:発注者指定方式/任意着手方式/フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式-1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。</p> <p>・ 本工事は遠隔臨場を適用する。使用する機器及び立合う工程等については監督職員と協議することとする。</p> <p>図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。</p> <p>建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1) 風速:V0= m/s (平12建造第1454号第2) (2) 地表面粗度区分: (3.5.4)(3.9.3)(5.13.5)(9.3.4)</p> <p>(1) 施工図等の著作権に關わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。 (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、承諾を受ける。</p> <p>沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。</p> <p>電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し、保安業務を行うこと。</p> <p>施工順序等の制約 ・無し ・有り【 現場説明書による・図示・工事車両の駐車場所 : 図示・現場説明書による・資材、機材置場 : 図示・現場説明書による・建設発生土の仮置場 : 図示・現場説明書による・その他の施工条件 : 図示・現場説明書による・</p>	<p>⑫ 施工中の安全確保及び環境保全等(1.3.7)(1.3.11)</p> <p>⑬ 交通安全管理(1.3.9)</p> <p>(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に關する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。</p> <p>(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン</p> <p>国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事名称</td> <td>屋部小学校職員室改修工事(その2)</td> <td>工事年度</td> <td>令和 8 年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>沖縄県名護市宇屋部地内</td> <td>図面名称</td> <td>建築改修工事特記仕様書(その1)</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>名護市教育委員会施設課</td> <td>縮 尺</td> <td>NO SCALE</td> </tr> <tr> <td>摘 要</td> <td></td> <td>図面番号</td> <td>A-01</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">検 印</td> <td>管理建築士</td> <td>設 計</td> <td>名 称</td> </tr> <tr> <td></td> <td>製 図</td> <td>資格者氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>登 録 番 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>所 在 地</td> </tr> </table>	工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和 8 年度	工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その1)	発注機関	名護市教育委員会施設課	縮 尺	NO SCALE	摘 要		図面番号	A-01	検 印	管理建築士	設 計	名 称		製 図	資格者氏名			登 録 番 号			所 在 地
建築物の名称	管理棟																																																																				
主要用途	小学校																																																																				
構造及び階数	鉄筋コンクリート造 2階																																																																				
工事種別																																																																					
建築面積	m ²	m ²	m ²																																																																		
延べ面積	m ²	m ²	m ²																																																																		
イ 工作物及び立木																																																																					
工作物等の名称																																																																					
数量																																																																					
工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和 8 年度																																																																		
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その1)																																																																		
発注機関	名護市教育委員会施設課	縮 尺	NO SCALE																																																																		
摘 要		図面番号	A-01																																																																		
検 印	管理建築士	設 計	名 称																																																																		
		製 図	資格者氏名																																																																		
			登 録 番 号																																																																		
			所 在 地																																																																		

1 一般共通事項へ続き	14 発生材の処理等(1.3.12)	(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。	16 主任技術者・監理技術者<続き>	(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日より前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し)を提出しなければならない。	24 化学物質の濃度測定(1.7.10)	(1) 測定時期、測定対象室及び測定箇所数 測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考	3 環境対策について	(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。			
		<table border="1"> <tr><td>発生材の種類</td><td></td></tr> <tr><td>発注者に引き渡すもの</td><td></td></tr> <tr><td>特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法</td><td></td></tr> <tr><td>現場において再利用を図るもの</td><td></td></tr> </table>		発生材の種類				発注者に引き渡すもの		特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法	
発生材の種類											
発注者に引き渡すもの											
特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法											
現場において再利用を図るもの											
		(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。	17 主任技術者等の資格	(3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。	25 完成時の提出図書(1.9.1)(1.9.2)(1.9.3)	※完成図 ※保全に関する資料 (1) 本工事の完成時の提出図書は、「當繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。 (2) 完成図は、(表1.7.1)に次表を含むものとする。 種類 記入内容 詳細図 監督員との協議による。	(4) 足場その他(2.2.1)(表2.2.1)	(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。			
		(3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。		(3) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。 (4) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。業務成果品(工事完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正)1部提出すること。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定すること。 (5) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいぐる材利用状況報告書 イ ゆいぐる材出荷量証明書 (6) 建築物等の利用に関する説明書について ・ 建築物等の利用に関する説明書を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (7) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。 (1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】:ブロードバンド回線 【パソコンOS】:Microsoft Windows 11 【推奨ブラウザ】:Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)		(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。					
		(4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいぐる材の認定を受けた施設又はゆいぐる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいぐる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。	18 主任技術者又は監理技術者の兼務	(4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいぐる材の認定を受けた施設又はゆいぐる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいぐる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。ただし、島内に当該施設がない場合はこの限りではない。	26 設計図CADデータの貸与	7 監督員事務所(2.4.1)	(5) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 内部足場 ○ 脚立、足場板等 (2) 外部足場【 ・ 枠組足場 ・ くさび緊結足場 ・ 単管本足場 ・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場 ・ 】			
		(5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んである。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。		(5) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。		(3) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。【 ・ 火災保険 ・ 建設工事保険 ・ 組立保険 ・ 請負業者賠償責任保険】 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	(2) 仮設間仕切り 設置箇所 種別 片面への塗装等の仕上げ 備考(厚さ等) 図示 有り 無し 有り 無し				
		(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。	19 工事の保険等	(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。	27 情報共有システム	3 防水改修工事	(6) 仮設間仕切り(2.3.2)	(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 主任技術者又は監理技術者の兼務		(7) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。	(3) 建築物等の利用に関する説明書について ・ 建築物等の利用に関する説明書を作成する。作成の手引き(国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 (7) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。 (1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】:ブロードバンド回線 【パソコンOS】:Microsoft Windows 11 【推奨ブラウザ】:Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあつては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)	(2) 仮設間仕切り(2.3.2)	(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。		
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし	20 ゆいぐる材について	(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし	28 墜落制止用器具	1 改修工法の種類、種別及び工程等(3.1.4)(表3.1.1)(表3.1.2)(3.2.5)(3.2.6)(3.3.2)(3.3.3)(表3.3.3)~(表3.3.10)(表3.3.5)(3.4.2)(3.4.3)(表3.4.1)~(表3.4.3)(3.5.2)~(3.5.4)(表3.5.1)~(表3.5.3)(3.6.3)(3.7.2)(3.7.8)	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類・種別 施工箇所 材料の種類及び厚さ 備考			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) ゆいぐる材については「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。		(29) 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 ・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。 ・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。	(2) 仮設間仕切り(2.3.2)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし	21 石綿含有建材の事前調査(1.5.1)	(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし	29 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	2 仮設工事	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 主任技術者又は監理技術者の兼務		(7) ゆいぐる材については「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。	(30) 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について ・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。	(2) 仮設間仕切り(2.3.2)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験		
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし	22 施工数量調査(1.6.2)	(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし	30 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について	3 アルミニウム製笠木(3.9.2)(表3.9.1)(3.9.3)	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 主任技術者又は監理技術者の兼務		(7) ゆいぐる材については「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。	(31) 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について ・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。	(2) 仮設間仕切り(2.3.2)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験		
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし	23 技能士(1.7.2)	(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし	31 技能士(1.7.2)	4 保証	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 主任技術者又は監理技術者の兼務		(7) ゆいぐる材については「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。	(32) 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について ・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。	(2) 仮設間仕切り(2.3.2)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験		
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		5 その他	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		工事名称 屋部小学校職員室改修工事(その2)	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		工事年度 令和 8 年度	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		工事場所 沖縄県名護市宇屋部地内	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		図面名称 建築改修工事特記仕様書(その2)	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		縮尺 NO SCALE	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		図面番号 A-02	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		名称 NHO	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		資格者氏名 仲宗根 均	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		登録番号 一級建築士 大臣登録185394号	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			
		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		(7) 建設発生土の処分は次による。 ※ 構外搬出適切処理 搬出先名称() 搬出先所在地() 運搬距離(km) 搬出先基準(条件)() ・ 構内堆積 ・ 構内敷きならし		所在地 名護市大北四丁目27番28号	(7) 既存部分の養生(2.3.1)	(1) 防水改修工法の種類等 工法の種類 施工箇所 試験等 ※簡易接着性試験			

4 外壁 改修 工事	1 外壁改修工法の種類等 (4.1.4)	(1) コンクリート打放し仕上げ外壁 (4.2.2)~(4.2.8) 改修の内容 改修工法の種類 使用する材料 特記事項 ひび割れ部改修 欠損部改修 ・自動低圧式エポキシ樹脂注入工法におけるエポキシ樹脂の注入量:注入口1箇所当たり【 】mm ・手動式エポキシ樹脂注入工法における注入口間隔:【 】mm ・機械式エポキシ樹脂注入工法における注入口間隔:【 】mm (2) モルタル塗り仕上げ外壁 (4.3.2)~(4.3.16) 改修の内容 改修工法の種類 使用する材料 特記事項 ひび割れ部改修 欠損部改修 浮き部改修 (3) タイル張り仕上げ外壁 改修の内容 改修工法の種類 使用する材料 特記事項 ひび割れ部改修 欠損部改修 浮き部改修 目地改修工法 (4) タイルの種類 施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 備考 ・タイルの試験張り:【 ・行う ・行わない 】 ・タイルの見本焼き:【 ・行う ・行わない 】 ・外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着性試験:【 】 (5) タイル張り工法 タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等 (6) 塗り仕上げ外壁 (4.5.2)~(4.5.6) 仕上げの種類 種類 (呼び名) 仕上げの形状 工法 下地処理の方法等
	2 外壁改修塗り仕上げの種類 (4.1.5)	改修後の新規仕上げの種類:
	3 その他	既設資材の処理及び処分方法:

5 建具 改修 工事	1 改修工法 (5.1.3)	【 ・かぶせ工法 ・撤去工法 】 ・新規に建具を設置する場合における開口の開け方及び補修方法:【 】
	2 防火戸等 (5.1.4)(5.1.7)	(1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。 (2) 防火建物部品の適用は、図示による。
	3 見本の製作等 (5.1.5)	(1) 建具見本の製作:【 ・行う ・行わない 】 (2) 特殊な建具の仮組:【 ・実施する ・実施しない 】
	4 アルミニウム製建具 (5.2.2) (5.2.4) (5.2.5) (表5.2.2)	(1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・防音ドアセット ・断熱ドアセット ・耐震ドアセット (3) 外部に面する建具の表面処理の種類及び複合皮膜の種類 種別: B-1 複合皮膜の種類:【 ・A1 ・A2 】(JIS H 8602) (4) 結露水の処理方法: (5) 水切り及びびぜん板等の加工及び組立は、図示による。
	5 樹脂製建具 (5.3.2) (表5.3.1) (表5.3.2) (5.3.4) (5.3.5)	(1) 外部に面する樹脂製建具の性能等級等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・防音ドアセット ・断熱ドアセット ・耐震ドアセット (3) 表面色: (4) 水切り及びびぜん板等の加工及び組立は、図示による。

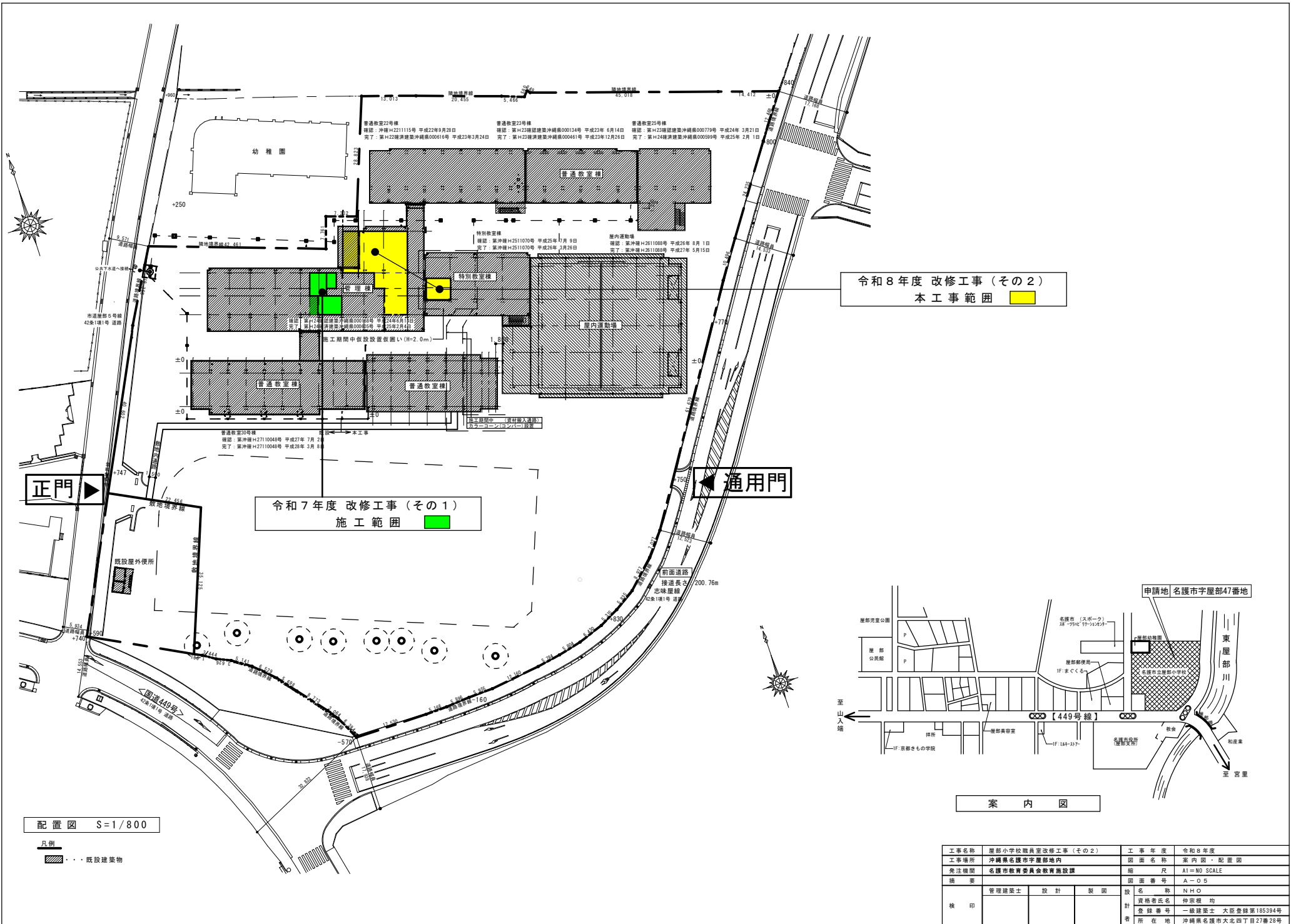
6 鋼製 建具 (5.4.2) (表5.2.1) (表5.4.1)	(1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等)
	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・簡易気密型ドアセット
	(3) 鋼板の種類:【 ・JIS G 3302 ・JIS G 3317 】
	(1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所
	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・簡易気密型ドアセット (3) ビニル被覆鋼板:【 ・使用する ・使用しない 】 (4) カラー鋼板の適用:【 ・使用する ・使用しない 】
7 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.3)	(1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所
	(2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・簡易気密型ドアセット (3) ビニル被覆鋼板:【 ・使用する ・使用しない 】 (4) カラー鋼板の適用:【 ・使用する ・使用しない 】
8 ステンレス製建具 (5.6.2) (表5.2.1) (表5.4.1)	(1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考(材料等)
	(2) 表面仕上げ:【※HL ・バイブレーション ・鏡面 ・ 】
9 木製建具 (5.7.2)	(1) かまち戸 かまちの樹種:、鏡板の樹種: (2) ふすま 上張りの種類:、緑の仕上げ:
10 建具用金物 (5.8.2) (5.8.3) (表5.8.1)	(1) 建具用金物の材質、形状及び寸法 形式 金物の種類 見え掛り部の材質 備考 (2) 建具用金物の取付け位置等は、図示による。
11 鍵 (5.8.4)	(1) マスターキー:【 ・製作する ・製作しない 】 (2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。
12 自動ドア開閉装置 (5.9.2)(表5.9.4)	(1) 戸の開閉方法:【 ・引戸 ・開き戸 ・折戸 】 (2) センサーの種類:
13 シャッター (5.11.2)(5.12.2) (5.12.4)	(1) シャッターの種類:【 ・重量() ・軽量 】 (2) 耐風圧強度: (3) 重量シャッターの場合のシャッターケース:【 ・設ける ・設けない 】 (4) スラットの形状:【 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング型 】
14 オーバーヘッドドア (5.13.2)	(1) 耐風圧性能の区分: (2) 開閉機能:【※バランス式 ・チェーン式 ・電動式 】 (3) 収納形式による区分:
15 ガラス (5.14.2)(5.14.4) (5.14.5)	(1) ガラスの種類及び厚さ等 ガラスの種類 厚さ等 備考 型板ガラス・フロート板ガラス t=4.0・t=5.0 (2) ガラス留め材 建具の種類 材種 金属製建具・木製建具 シロン1成分形 (3) 熱線反射ガラスの映像調整: (4) ガラスブロックの材料及び工法 表面形 呼び寸法 厚さ 壁用金属枠 補強材 色 金属製化粧カバー (5) ガラスブロック積みに用いる化粧目地モルタルの色: 既設資材の処理及び処分方法:
## その他	既設資材の処理及び処分方法:

6 内装 改修 工事	1 既存床の撤去等 (6.2.1)	既存床仕上材 工法 備考 図示 図示
	2 木下地等 (6.5.1)(6.5.2) (表6.5.1)	(1) 木材(下地材)の含水率: ※A種 ・B種 木材(造作材)の含水率: ※A種 ・B種 (2) 製材 【 ・「製材の日本農林規格」による ・「製材の日本農林規格」以外による 】 【 ・下地用針葉樹製材 ・造作用針葉樹製材 ・広葉樹製材 ・ 】
		施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 防虫処理・難燃処理 図示 1等 A種 K3,K1+AQ処理

3 土壌 の防蟻 処理	(表6.5.2)	(3) 造作用集成材 【 ・「集成材の日本農林規格」による ・「集成材の日本農林規格」以外による 】 【 ・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材 ・化粧ばり構造用集成材 ・ 】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 化粧薄板の厚さ 図示 (4) 造作用単板積層材 【 ・「単板積層材の日本農林規格」による ・「単板積層材の日本農林規格」以外による 】 施工箇所 厚さ 表面の品質 含水率 防虫処理 (5) 床張り用合板等【 ・普通合板 ・構造用合板 】 施工箇所 樹種 厚さ品質、等級等 接着の程度 防虫・強度等 (6) パーティクルボード 施工箇所 厚さ 表裏面の状態 曲げ強さ 接着剤 難燃性 (7) 構造用パネル 施工箇所 厚さ 等級 (1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しろあり対策協会発行) I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所に準ずることとし、建築物の外周処理 (2) 処理薬剤:(公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。 (3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」 I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。 木材処理(防蟻・防虫) (1) 施工箇所:合板、集成材等を除く全ての木材 (2) 処理方法:工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に、現場にて木材保存剤を塗布する。 (3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。 ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1+保存処理K3とする。 イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。 (4) 防腐・防蟻・防虫処理(6.5.5) (5) 防蟻処理、防虫処理の施工及び保証 (6) 軽量鉄骨天井下地 (6.6.3)(6.6.4) 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 野縁の間隔 備考 (2) 既存の埋込みインサート:【 ・使用する ・使用しない 】 (3) あと施工アンカーの引抜き試験:【 ・行う(荷重 N程度) ・行わない 】 (4) 各補強の方法は、図示による。 (7) ビニル床シート等 (6.8.2)(6.8.3) (1) ビニル床シートの材料及び工法 施工箇所 種類の記号 色柄 厚さ 熱溶接工法の適用 図示 2.5 有り・無し (2) ビニル床タイル、ゴム床タイル 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等 図示 図示 (3) 特殊機能床材の適用: 【 ・帯電防止床シート又は床タイル ・視覚障害者用床タイル ・耐動荷重性床シート ・防滑性床シート又は床タイル 】 施工箇所 種類(・形状) 厚さ等
----------------------	----------	---

8 カー ペット 敷き (6.9.3) (表6.9.1) (表6.9.2)	施工箇所 カーペットの種類・種別 厚さ バイール形状等 工法 ・グリッパー ・全面接着 ・グリッパー ・全面接着 (1) 帯電性の適用【 ・有り ・無し 】 (2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。		
	9 合成樹脂塗床 (6.10.3)	エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類: 施工箇所 工法 品名 備考(樹種、種別等)	
10 フローリング張り	体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。		
11 フローリングボードの特殊張り	(1) 畳の種別【 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種(種別:) 】 (2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。		
12 畳敷き (6.12.2)	(1) せっこうボード 規格名称 種類の記号 厚さ 施工箇所 目地工法の種類 図示 図示 図示 図示 図示 (2) 合板の種類 合板の名称 施工箇所 その他の仕様 ※図示(A-)による。 ※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第6章第3項及び第4項を適用する。 (3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材:【 】 品質及び防火性能:【 】		
13 せっこうボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2)(6.13.3) (表6.13.5)	(1) 既製目地材の適用及び形状: (2) 床の目地の設置及び工法: (1) 伸縮目地材の位置は、図示による。 (2) タイルの種類 施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 備考 (3) タイルの試験張り:【 ・行う ・行わない 】 (4) タイルの見本焼き:【 ・行う ・行わない 】 (5) 壁タイル張りの工法等 タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等		
14 壁紙張り (6.14.2)			
15 モルタル塗り (6.15.3)(6.15.6)	(1) 既製目地材の適用及び形状: (2) 床の目地の設置及び工法: (1) セルフレベリング材の塗厚: 既設資材の処理及び処分方法:		
16 タイル張り (6.16.2)(6.16.3) (6.16.4) (表6.16.4)			
17 セルフレベリング材塗り (6.17.3) (表6.17.1)			
18 その他	既設資材の処理及び処分方法:		
7 塗装 改修 工事	1 塗装の種類及び種別 (7.1.4) (7.2.2) ~ (7.13.2)	塗装面 下地調整工程の種類 塗料の名称・種類 塗装工程の種類 施工箇所	
	2 保証	(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。 (2) 保証期間は、工事完成後【 】年間とする。 既設資材の処理及び処分方法:	
	3 その他	既設資材の処理及び処分方法:	
工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その3)
発注機関	名護市教育委員会施設課	縮尺	NO SCALE
摘要		図面番号	A-03
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	NHO 資格者氏名 仲宗根 均 登録番号 一級建築士 大臣登録185394号 所在地 名護市大北四丁目27番28号

<p>8 耐震改修工事</p> <p>1 既存部分の撤去等 (8.2.1)</p> <p>2 材料及び品質 (8.2.1)</p> <p>(8.3.4)(8.4.2)</p> <p>(表8.3.4)</p> <p>(8.4.2)(8.4.3)</p> <p>(8.3.8)</p> <p>(8.2.2)</p> <p>(8.2.4)</p> <p>(8.1.3)(8.9.1)</p> <p>(表8.1.1)</p> <p>(表8.9.1)</p> <p>(8.1.4)(表8.1.4)</p> <p>(8.7.8)</p> <p>(8.2.18)</p> <p>(8.2.8)(表8.2.7)</p> <p>(8.17.4)</p> <p>(8.18.2)(8.18.3)</p> <p>(8.2.14)</p> <p>(8.2.9)(8.13.2)</p> <p>(8.14.2)</p>	<p>(1) 既存構造体の撤去範囲及びはつりだした鉄筋及び鉄骨の配置は、図示による。(8.21.2)(8.22.2)(8.23.2)(8.25.2)(8.24.4)(8.26.5)(8.27.2)</p> <p>(2) 既存部分の目荒らしの程度： (8.21.3)(8.22.3)(8.23.3)</p> <p>(3) 既存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様： (8.21.6)(8.22.7)(8.26.10)(8.27.6)</p> <p>(1) 鉄筋 ア 鉄筋の種類等</p> <table border="1"> <tr><th>種類の記号</th><th>呼び名(mm)</th><th>備考</th></tr> <tr><td>SD295A</td><td>D10・D13</td><td></td></tr> </table> <p>イ 鉄筋の継手</p> <table border="1"> <tr><th>施工部位</th><th>継手の種類</th><th>備考(重ね継手の長さ等)</th></tr> <tr><td>土間・軸部</td><td>重ね継て</td><td>40d</td></tr> </table> <p>ウ 鉄筋の定着長さ 【※図示による。・】</p> <p>エ 帯筋組立の形</p> <table border="1"> <tr><th>施工箇所</th><th>配筋の方法</th><th>その他特記すべき事項</th></tr> <tr><td></td><td>【・(参-)による。・図示】</td><td></td></tr> </table> <p>オ 柱、梁の主筋の継手を同一箇所にはける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。</p> <p>カ 機械式継手、溶接継手の場合のあきの寸法： キ 圧接部の超音波探傷試験：【・行う ・行わない】</p> <p>ク 機械式継手の種類：・図示 ・</p> <p>(2) 溶接金網</p> <table border="1"> <tr><th>網目の形状</th><th>寸法</th><th>鉄線の径</th><th>備考</th></tr> <tr><td>溶接金網</td><td>100x100</td><td>6.0</td><td></td></tr> </table> <p>(3) あと施工アンカー ア あと施工アンカーの材料</p> <table border="1"> <tr><th>種類</th><th>引張耐力</th><th>せん断耐力</th><th>径・埋込み深さ</th><th>アンカー及び接合筋</th><th>確認強度</th></tr> <tr><td>金属系</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>接着系</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>イ アンカー筋の新設壁内への定着長さ：【・】</p> <p>ウ あと施工アンカーの性能確認試験： 【・実施する ・実施しない】</p> <p>(8.12.4)</p> <p>エ 埋込み配管等の探査の範囲及び方法は、図示による。</p> <p>(8.1.3)(8.9.1)</p> <p>(表8.1.1)</p> <p>(表8.9.1)</p> <p>イ 材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。</p> <p>ウ セメントの種類： 【※普通ポルトランドセメント ・フライッシュセメントB種 ・】</p> <p>エ フライッシュセメントB種の適用箇所：【・図示 ・】</p> <p>オ 骨材のアルカリシリカ反応性による区分：※A ・B</p> <p>カ コンクリート打直し仕上げの種類等</p> <table border="1"> <tr><th>仕上げの種類</th><th>打増し厚さ</th><th>施工部位</th><th>備考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>キ 軽量コンクリート</p> <table border="1"> <tr><th>施工部位</th><th>種類</th><th>気乾単位容積質量</th></tr> <tr><td></td><td>・1種 ・2種</td><td></td></tr> </table> <p>ク 水又は土に接する軽量コンクリートの使用 ・有り【使用箇所：・図示 ・】</p> <p>ケ コンクリートの打込み工法：【・流込み工法 ・圧入工法】</p> <p>(8.2.8)(表8.2.7)</p> <p>ア 鋼材の種類等</p> <table border="1"> <tr><th>記号の種類</th><th>適用箇所</th><th>備考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td>形状及び寸法は、図示による。</td></tr> </table> <p>イ 錆止め塗料の種類：【・A種 ・B種】</p> <p>ウ 耐火被覆の種類及び性能</p> <table border="1"> <tr><th>種類</th><th>所要性能及び概要箇所</th></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table> <p>エ 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験：</p> <p>(8.2.9)(8.13.2)</p> <p>ア 高力ボルトの種類等</p> <table border="1"> <tr><th>種類</th><th>径</th><th>縁端距離</th><th>間隔</th><th>ゲージ</th><th>備考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>すべり係数試験：【・実施する ・実施しない】</p> <p>試験の方法、試験片の摩擦面の処理：【・図示 ・】</p>	種類の記号	呼び名(mm)	備考	SD295A	D10・D13		施工部位	継手の種類	備考(重ね継手の長さ等)	土間・軸部	重ね継て	40d	施工箇所	配筋の方法	その他特記すべき事項		【・(参-)による。・図示】		網目の形状	寸法	鉄線の径	備考	溶接金網	100x100	6.0		種類	引張耐力	せん断耐力	径・埋込み深さ	アンカー及び接合筋	確認強度	金属系						接着系						仕上げの種類	打増し厚さ	施工部位	備考					施工部位	種類	気乾単位容積質量		・1種 ・2種		記号の種類	適用箇所	備考			形状及び寸法は、図示による。	種類	所要性能及び概要箇所			種類	径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考							<p>(8.15.3)</p> <p>(8.15.4)(8.15.7)</p> <p>(8.15.12)</p> <p>(8.17.4)</p> <p>(8.18.2)(8.18.3)</p> <p>(8.20.5)</p> <p>(8.2.6)</p> <p>(8.2.13)</p> <p>3 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 (8.21.8)(8.21.10)</p> <p>(8.3.7)</p> <p>4 鉄骨ブレース設置工事 (8.13.10)(8.22.9)</p> <p>5 柱補強工事 (8.23.5)(8.23.6)</p> <p>(8.23.7)(8.24.7)</p> <p>6 耐震スリット新設工事 (8.25.2)</p> <p>7 免震・制震改修工事 (8.26.7)(8.26.10)</p> <p>(8.26.13)(8.27.4)</p> <p>(8.27.6)(8.27.8)</p> <p>(8.26.7)(8.27.4)</p> <p>(8.26.16)(8.27.9)</p> <p>(8.26.15)</p> <p>8 既存杭の撤去等 (8.28.2)</p> <p>9 その他</p> <p>9 環境配慮工事</p> <p>1 石綿含有建材の除去工事 (9.1.1)</p> <p>2 石綿含有吹付け材の除去 (9.1.3)</p> <p>3 石綿含有保温材等の除去 (9.1.4)</p> <p>4 石綿含有成形板の除去(9.1.5)</p>	<p>(7) 溶接 ア 技能資格者の技能付加試験：【・行う ・行わない】</p> <p>イ 開先の形状等</p> <table border="1"> <tr><th>開先の形状</th><th>エンドタブの有・無及び適用箇所</th><th>スカルップの形状</th><th>溶接部の試験</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>ウ 錆止め塗料の種類：【・A種 ・B種】</p> <p>エ 耐火被覆の種類及び性能</p> <table border="1"> <tr><th>種類</th><th>所要性能及び概要箇所</th></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table> <p>オ 溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理： 【・プラスト処理 ・プラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法：】</p> <p>(8) モルタル及びグラウト材 ア モルタルの圧縮強度及びフロー値： 連続繊維補強材</p> <table border="1"> <tr><th>材料</th><th>工法</th><th>引張り強度</th><th>ヤング係数</th><th>備考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>ア 強度試験の実施： 【・引張強度試験 ・付着強度試験 (試験数量：)】</p> <p>(1) コンクリートの打込み及び仕上げ 打込み工法の種類 増設工事後の仕上げ 備考</p> <table border="1"> <tr><th>打込み工法の種類</th><th>増設工事後の仕上げ</th><th>備考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(2) 壁の配筋及び開口部の補強は、図示による。</p> <p>(1) 仮組：【・実施する ・実施しない】</p> <p>(2) ブレース設置後の仕上げは、図示による。</p> <table border="1"> <tr><th>工法</th><th>補強後の仕上げ</th><th>その他(打込み工法、面取りの大きさ等)</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>6 耐震スリット新設工事 (8.25.2)</p> <table border="1"> <tr><th>スリット</th><th>耐火材</th><th>遮音材</th></tr> <tr><th>幅</th><th>深さ</th><th>使用箇所</th><th>仕様</th><th>使用箇所</th><th>仕様</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(1) 支承材又は減衰材</p> <table border="1"> <tr><th>材質</th><th>諸元</th><th>防錆処置</th><th>寸法許容差</th><th>設置後の仕上げ</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(2) 性能確認試験の項目及び数量：【・】</p> <p>(3) 製品検査</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>内容</th><th>判定基準</th><th>検査頻度等</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(4) 支承材の耐火被覆の適用：【・有り(仕様：) ・なし】</p> <p>(5) 検査の項目及び数量：【・】</p> <p>(6) エキスパンションジョイントの仕様及び工法は、図示による。</p> <p>10 その他</p> <p>1 県産瓦葺</p> <p>(1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。</p> <p>(2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。 【・1名以上配置 ・施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した者を1名配置】</p>	開先の形状	エンドタブの有・無及び適用箇所	スカルップの形状	溶接部の試験					種類	所要性能及び概要箇所			材料	工法	引張り強度	ヤング係数	備考						打込み工法の種類	増設工事後の仕上げ	備考				工法	補強後の仕上げ	その他(打込み工法、面取りの大きさ等)				スリット	耐火材	遮音材	幅	深さ	使用箇所	仕様	使用箇所	仕様							材質	諸元	防錆処置	寸法許容差	設置後の仕上げ						項目	内容	判定基準	検査頻度等					<table border="1"> <tr><th colspan="2">断熱材</th><th colspan="2">外装材</th><th>備考</th></tr> <tr><th>種類</th><th>厚さ</th><th>種類</th><th>防火性能</th><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>既存外壁仕上材撤去</th><th>下地面清掃</th><th>下地欠損部改修方法</th><th>通気層の有無・厚さ</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>工法</th><th>断熱材の種類</th><th>厚さ</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>芝等の種類</th><th>見切り材等</th><th>かん水装置</th><th>既存保護層等の撤去</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。</p> <p>(1) 既存舗装の撤去： (2) 路床</p> <table border="1"> <tr><th>盛土の材料</th><th>フィルター層材料・厚さ</th><th>路床安定処理</th><th>実施する試験</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(3) ジオテキスタイルの適用及び品質： (4) 路盤、舗装</p> <table border="1"> <tr><th>路盤の厚さ</th><th>舗装の厚さ</th><th>開粒度アスファルト混合物抽出試験</th><th>備考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(5) 構成及び厚さ：【・図示による(A-) ・】</p>	断熱材		外装材		備考	種類	厚さ	種類	防火性能							既存外壁仕上材撤去	下地面清掃	下地欠損部改修方法	通気層の有無・厚さ					工法	断熱材の種類	厚さ				芝等の種類	見切り材等	かん水装置	既存保護層等の撤去					盛土の材料	フィルター層材料・厚さ	路床安定処理	実施する試験					路盤の厚さ	舗装の厚さ	開粒度アスファルト混合物抽出試験	備考					<table border="1"> <tr><th>工事名称</th><td>屋部小学校職員室改修工事(その2)</td><th>工事年度</th><td>令和 8 年度</td></tr> <tr><th>工事場所</th><td>沖縄県名護市宇屋部地内</td><th>図面名称</th><td>建築改修工事特記仕様書(その4)</td></tr> <tr><th>発注機関</th><td>名護市教育委員会施設課</td><th>縮尺</th><td>NO SCALE</td></tr> <tr><th>摘要</th><td></td><th>図面番号</th><td>A-04</td></tr> <tr><th rowspan="4">検印</th><td>管理建築士</td><td>設計</td><td>製図</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><th>名称</th><td>NHO</td><th>資格者氏名</th><td>仲宗根 均</td></tr> <tr><th>登録番号</th><td></td><th>登録番号</th><td>一級建築士 大臣登録185394号</td></tr> <tr><th>所在地</th><td colspan="3">名護市大北四丁目27番28号</td></tr> </table>	工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和 8 年度	工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その4)	発注機関	名護市教育委員会施設課	縮尺	NO SCALE	摘要		図面番号	A-04	検印	管理建築士	設計	製図										名称	NHO	資格者氏名	仲宗根 均	登録番号		登録番号	一級建築士 大臣登録185394号	所在地	名護市大北四丁目27番28号		
	種類の記号	呼び名(mm)	備考																																																																																																																																																																																																																																																			
	SD295A	D10・D13																																																																																																																																																																																																																																																				
	施工部位	継手の種類	備考(重ね継手の長さ等)																																																																																																																																																																																																																																																			
	土間・軸部	重ね継て	40d																																																																																																																																																																																																																																																			
	施工箇所	配筋の方法	その他特記すべき事項																																																																																																																																																																																																																																																			
		【・(参-)による。・図示】																																																																																																																																																																																																																																																				
	網目の形状	寸法	鉄線の径	備考																																																																																																																																																																																																																																																		
	溶接金網	100x100	6.0																																																																																																																																																																																																																																																			
	種類	引張耐力	せん断耐力	径・埋込み深さ	アンカー及び接合筋	確認強度																																																																																																																																																																																																																																																
金属系																																																																																																																																																																																																																																																						
接着系																																																																																																																																																																																																																																																						
仕上げの種類	打増し厚さ	施工部位	備考																																																																																																																																																																																																																																																			
施工部位	種類	気乾単位容積質量																																																																																																																																																																																																																																																				
	・1種 ・2種																																																																																																																																																																																																																																																					
記号の種類	適用箇所	備考																																																																																																																																																																																																																																																				
		形状及び寸法は、図示による。																																																																																																																																																																																																																																																				
種類	所要性能及び概要箇所																																																																																																																																																																																																																																																					
種類	径	縁端距離	間隔	ゲージ	備考																																																																																																																																																																																																																																																	
開先の形状	エンドタブの有・無及び適用箇所	スカルップの形状	溶接部の試験																																																																																																																																																																																																																																																			
種類	所要性能及び概要箇所																																																																																																																																																																																																																																																					
材料	工法	引張り強度	ヤング係数	備考																																																																																																																																																																																																																																																		
打込み工法の種類	増設工事後の仕上げ	備考																																																																																																																																																																																																																																																				
工法	補強後の仕上げ	その他(打込み工法、面取りの大きさ等)																																																																																																																																																																																																																																																				
スリット	耐火材	遮音材																																																																																																																																																																																																																																																				
幅	深さ	使用箇所	仕様	使用箇所	仕様																																																																																																																																																																																																																																																	
材質	諸元	防錆処置	寸法許容差	設置後の仕上げ																																																																																																																																																																																																																																																		
項目	内容	判定基準	検査頻度等																																																																																																																																																																																																																																																			
断熱材		外装材		備考																																																																																																																																																																																																																																																		
種類	厚さ	種類	防火性能																																																																																																																																																																																																																																																			
既存外壁仕上材撤去	下地面清掃	下地欠損部改修方法	通気層の有無・厚さ																																																																																																																																																																																																																																																			
工法	断熱材の種類	厚さ																																																																																																																																																																																																																																																				
芝等の種類	見切り材等	かん水装置	既存保護層等の撤去																																																																																																																																																																																																																																																			
盛土の材料	フィルター層材料・厚さ	路床安定処理	実施する試験																																																																																																																																																																																																																																																			
路盤の厚さ	舗装の厚さ	開粒度アスファルト混合物抽出試験	備考																																																																																																																																																																																																																																																			
工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和 8 年度																																																																																																																																																																																																																																																			
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	建築改修工事特記仕様書(その4)																																																																																																																																																																																																																																																			
発注機関	名護市教育委員会施設課	縮尺	NO SCALE																																																																																																																																																																																																																																																			
摘要		図面番号	A-04																																																																																																																																																																																																																																																			
検印	管理建築士	設計	製図																																																																																																																																																																																																																																																			
名称	NHO	資格者氏名	仲宗根 均																																																																																																																																																																																																																																																			
登録番号		登録番号	一級建築士 大臣登録185394号																																																																																																																																																																																																																																																			
所在地	名護市大北四丁目27番28号																																																																																																																																																																																																																																																					



令和8年度改修工事(その2)
本工事範囲

令和7年度改修工事(その1)
施工範囲

正門

通用門

配置図 S=1/800

凡例
 既設建築物

案内図

工事名称	豊部小学校職員室改修工事(その2)			工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内			図面名称	案内図・配置図
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮尺	A1=NO SCALE
概要				図面番号	A-O 5
検印	管理建築士	設計	製図	級名	NHO
				資格者氏名	仲宗根 均
				登録番号	一級建築士 大匠登録第185394号
				所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

管理棟仕上表

[既設]内部仕上表										
階	室名	床高	天井高	床	巾木	壁	廻り縁	天井	備考	施工内容
1	職員室	FL±0	2.900	厚92.5mmビニール床シート張り	ビニール巾木(H=75)	コンクリート面打放し補修の上 EP塗り、一部 CB面 厚920mm モルタル金ゴテ仕上げの上 EP塗り	塩ビ製廻り縁	軽量鉄骨下地(19形) 厚9.5mmPB捨て張り 厚9.0mmD77ヶ吸音板張り	室名札(平付) 約110×110	内部仕上撤去改修
	校長室	FL±0	2.900	厚915mm7ヶ面貼りD70×120(クッション材付き)塗装品	15×75 3/4t CL塗	厚95.5mm 57ヶ合板下地の上 提示用D2貼り	同上	同上	室名札(平付) 約110×110	内部仕上撤去改修 CB壁 解体撤去
	印刷室	FL±0	2.500	厚92.5mmビニール床シート張り	ビニール巾木(H=75)	厚95.0mm 化粧合板張り	同上	同上	室名札(平付)	内部仕上撤去改修 CB壁 解体撤去

注)
 ※ 職員室の一部に、施工期間中養生仮設壁を設置する事。[65型LGS(H2900) 9.5mmPB仕上(両面)]
 ※ 土間配筋等の切断撤去は行わずコンクリートのみを、解体撤去する事。

[改修]内部仕上表									
階	室名	床高	天井高	床	巾木	壁	廻り縁	天井	備考
1	職員室	FL±0	2.900	厚92.0mm303角コンポジションビニール床シート張り 一部：無収縮モルタル塗りに下地 一部：厚92.5mmビニール床シート張り	ビニール巾木(H=75)	軽量鉄骨壁下地(100形) 厚9 12.5mm PB捨て張り、クロス張り	塩ビ製廻り縁	軽量鉄骨下地(19形) 厚9.5mmPB捨て張り 厚9.0mmD77ヶ吸音板張り	約110×110 移設 天井点検口(783枠 450角-2ヶ所)
	校長室	FL±0	2.900	厚92.0mm303角コンポジションビニール床シート張り 無収縮モルタル塗りに下地	15×75 3/4t CL塗	(鋼線組) 厚95.0mm 化粧合板張り 木造間仕切り(鋼線組) 厚9 12mm ラワン合板張り、厚95.0mm 化粧合板張り	同上	同上	棚 移設(棚詳細図 参照)
	印刷室	FL±0	2.500	同上	ビニール巾木(H=75)	軽量鉄骨壁下地(100形) 厚9 12.5mm PB張りの上、クロス張り 木造間仕切り(鋼線組) 厚9 12mm 57ヶ合板張り、クロス仕上(棚設置-下地補強)	同上	同上	棚 移設(棚詳細図 参照) 天井点検口(783枠 450角-2ヶ所)
	備品庫	FL±0	2.500	厚92.0mm303角コンポジションビニール床シート張り XD-7: コンクリート金ゴテ仕上(床見切り縁)	同上	CB面 厚920mm モルタル金ゴテ仕上げの上、EP-G塗り 軽量鉄骨壁下地(100形) 厚9 12.5mm PB捨て張り、クロス張り	同上	同上	室名札(平付)250×80 天井点検口(783枠 450角) 室名札(平付)250×80(平付)天井点検口(783枠 450角) 見 隠 (801×338×H871)
	相談室	FL±0	2.500	同上	同上	同上	同上	同上	

[改修]相談室・備品庫外部仕上表

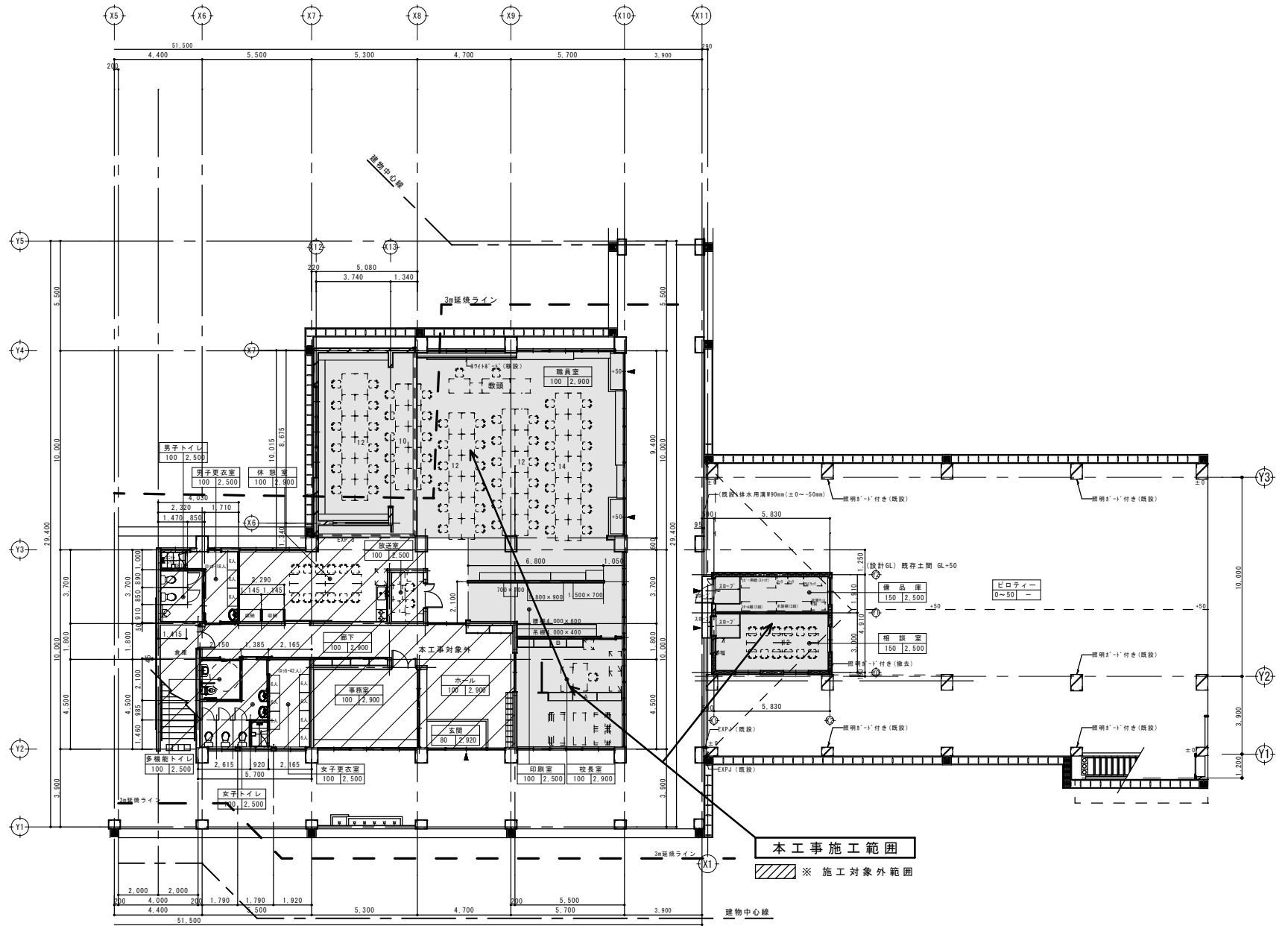
外 壁		犬 走 り	
臥梁: コンクリート打放し補修の上 複層仕上塗材 (E)		コンクリート金ゴテ薄物仕上げ	
CB面: 厚920mmE9塗塗り(一部コンクリート打放し補修) 複層仕上塗材 (E)		スロープ: コンクリート金ゴテ薄物仕上げ	

・ 特記事項
 [相談室]床見切り材30(軟質ビニール樹脂)
 [校長室]床見切り材-目地棒(ステンレス製 6×15)

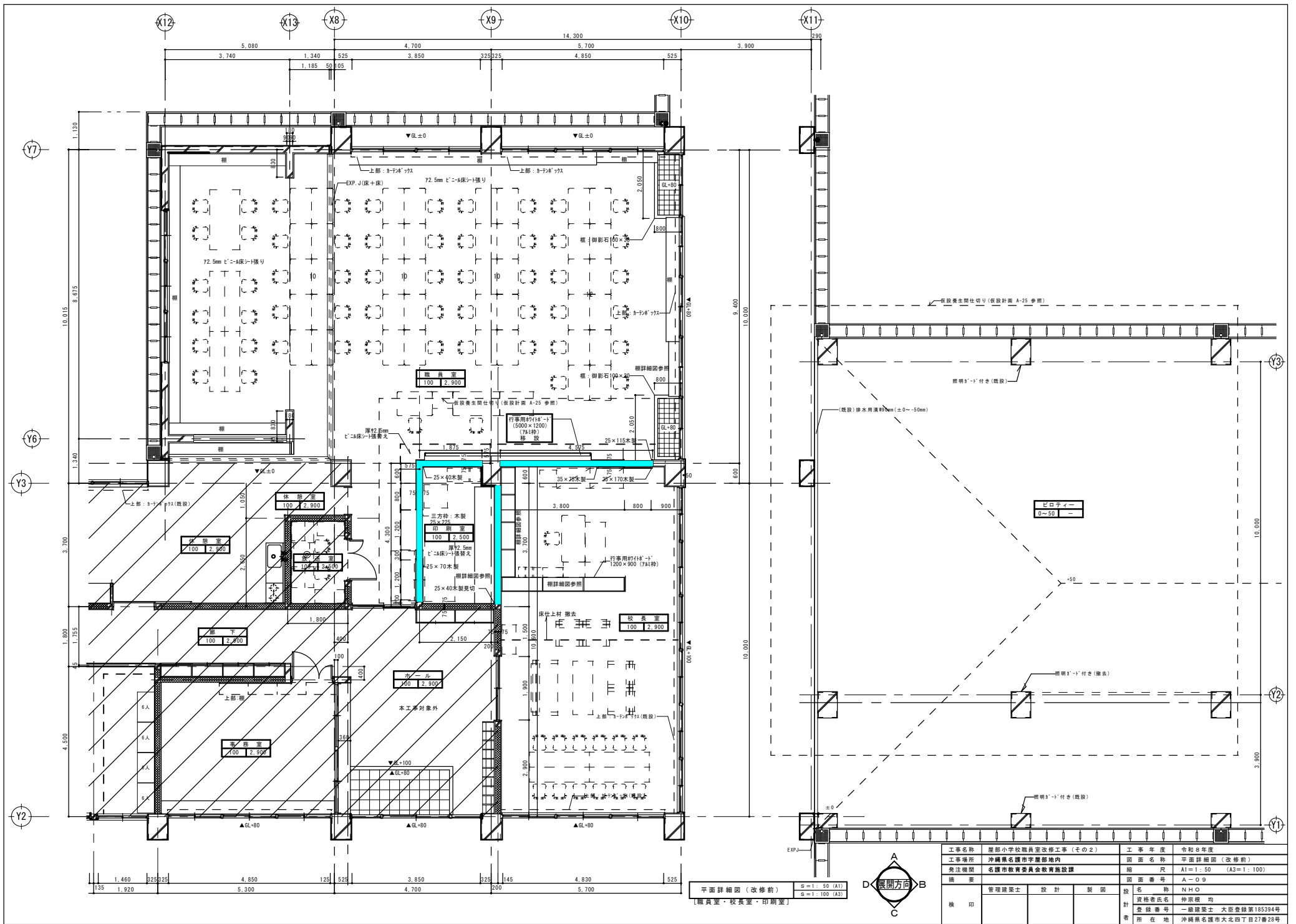
注)
 ※ 造作材: 特記なきものは、3/4t - CL仕上げとする。
 ※ 構造材: 特記なきものは、すべて材材とする。
 ※ 構造材、造作材は、防虫・防蟻・防蟻処理を施す事。
 ※ ビニール床シート及びコンポジション床材の下地はコンクリート金ゴテ薄物仕上げとする。
 ※ 軽量鉄骨天井下地の野縁間隔は下地張りのある場合は@360mm、下地張りのない場合は@300mmとする。

※ シカカス対策における内装仕上の制限に抵触する材料はF☆☆☆☆建材とする。
 ※ シカカス対策における天井裏等の制限に抵触する材料はF☆☆☆☆以上の建材とする。
 ※ 内部塗装材料は、文部科学省室内濃度指針値以下とする。
 ※ 壁(以下下地の合板を含む)および天井の仕上げ材は消防法の内装制限(難燃)以上の材料を使用する。
 ※ その他上記以外、特記仕様書、図面による。

工事名称	豊田小学校職員室改修工事(その2)		工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市豊田地区内		図面名称	仕上表(改修前・改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課		縮 尺	A1=1:100 (A2=1:200)
摘要			図面番号	A-O 6
検 印	管理建築士	設 計	製 図	級 名 称
				NHO
				資格者氏名
				仲宗根 均
			登録番号	
			一級建築士 大臣登録第185394号	
			所在地	
			沖縄県名護市大北四丁目27番28号	



工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	1階平面図(改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:100 (A3=1:200)
描要		図面番号	A-O-B
検印	管理建築士	設計	製図
		役名	NHO
		資格者氏名	仲宗根 均
		登録番号	一般建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

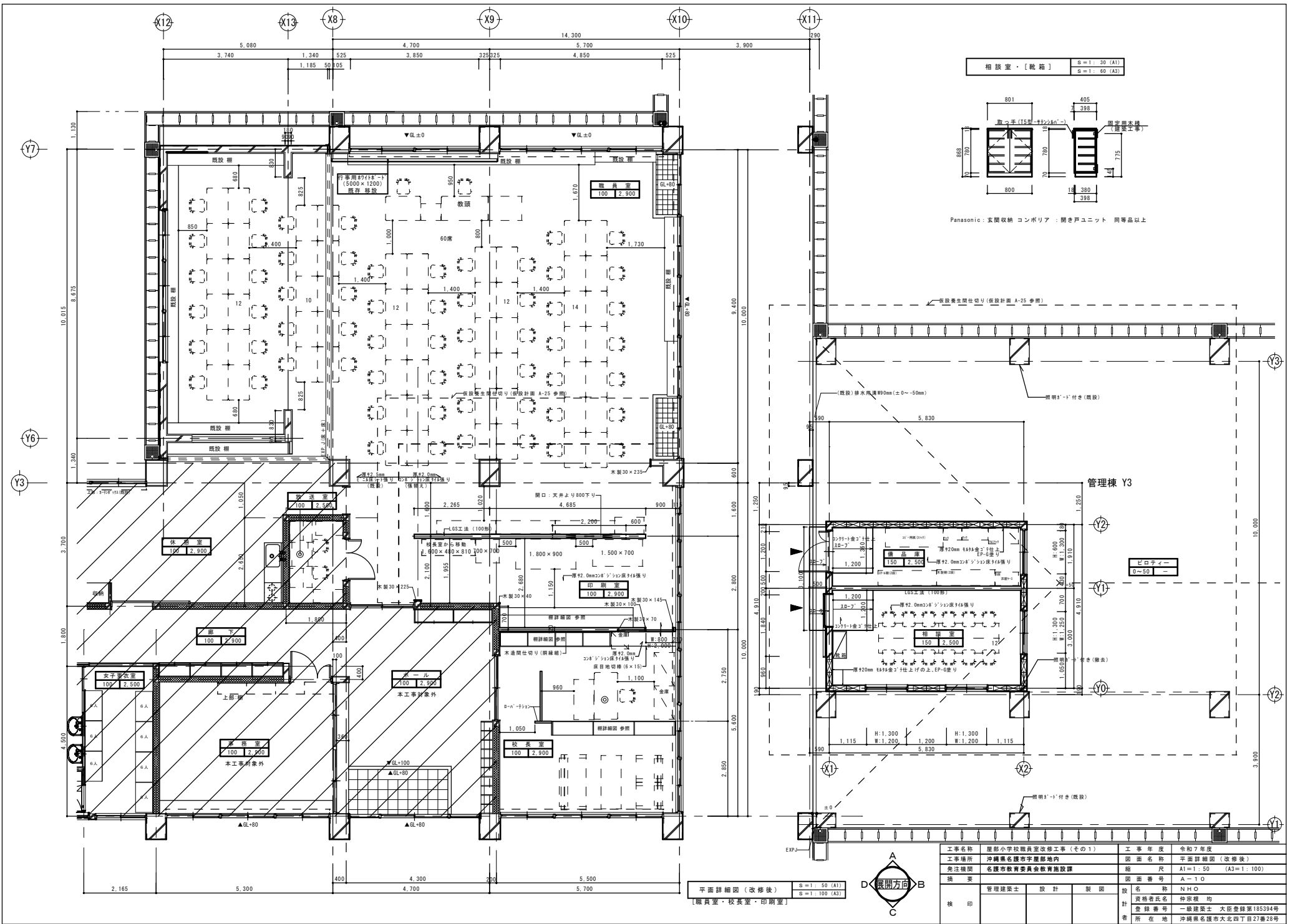


平面詳細図 (改修前)
 [職員室・校長室・印刷室]

S=1:50 (A1)
 S=1:100 (A3)



工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	平面詳細図(改修前)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
描写	管理建築士 設計 製図	図面番号	A-09
検印		設	名称 NHO
		計	資格者氏名 仲宗根 均
		者	登録番号 一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

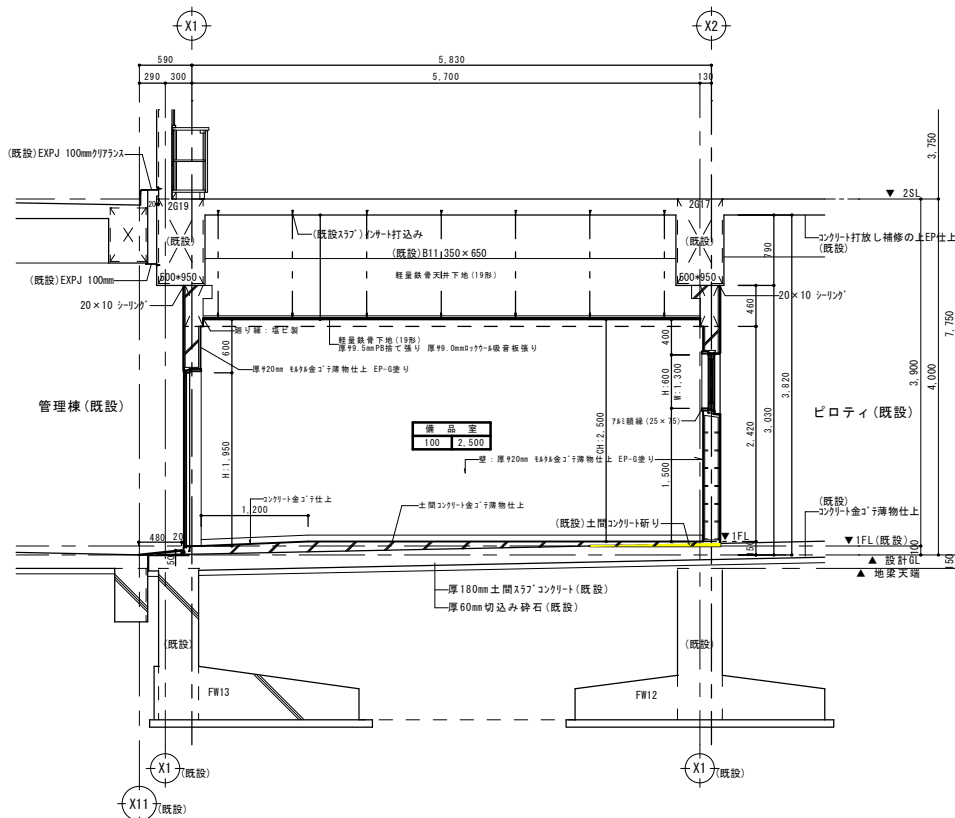


相談室・[靴箱] S=1.30 (A1)
S=1.60 (A2)

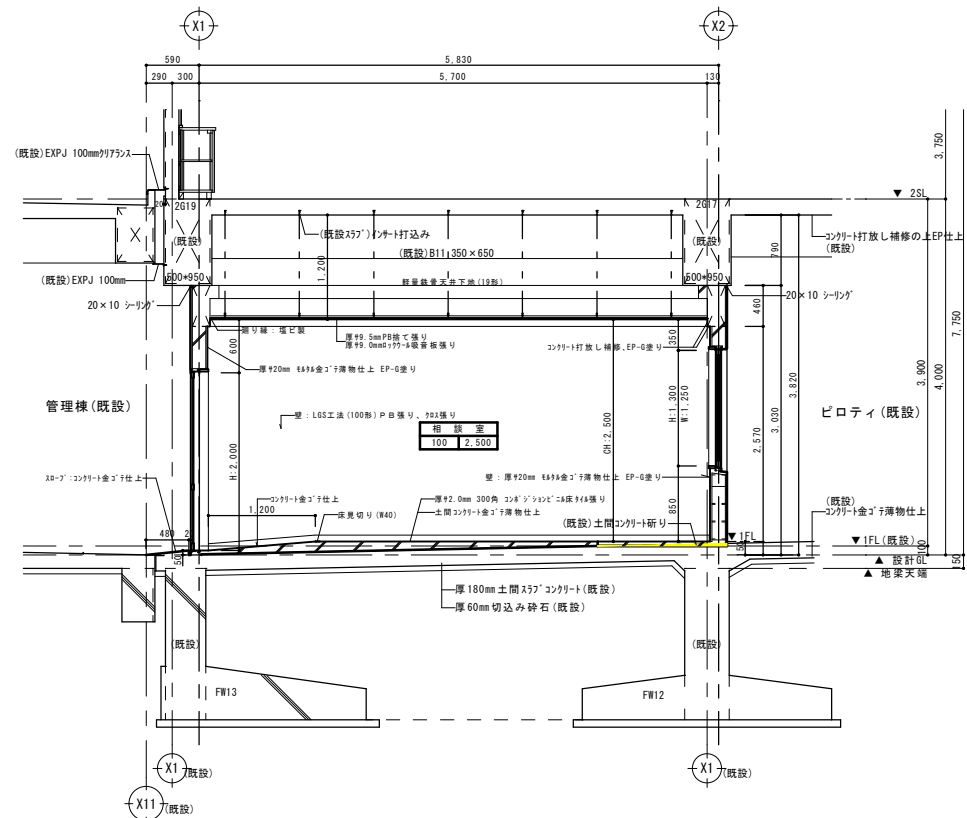
Panasonic: 玄関収納コンポリア: 開き戸ユニット 同等品以上

平面詳細図 (改修後) S=1:50 (A1)
S=1:100 (A2, A3)
[職員室・校長室・印刷室]

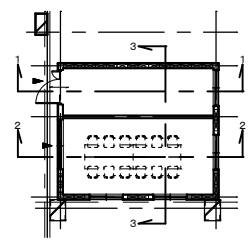
工事名称	豊部小学校職員室改修工事 (その1)	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇留部地内	図面名称	平面詳細図 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A2)=1:100
備考		図面番号	A-10
設計	管理建築士 設計	製図	製
校印		校名	NHO
		資格者氏名	仲宗根 均
		登録番号	一級建築士 大庭金録第125384号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目2番28号



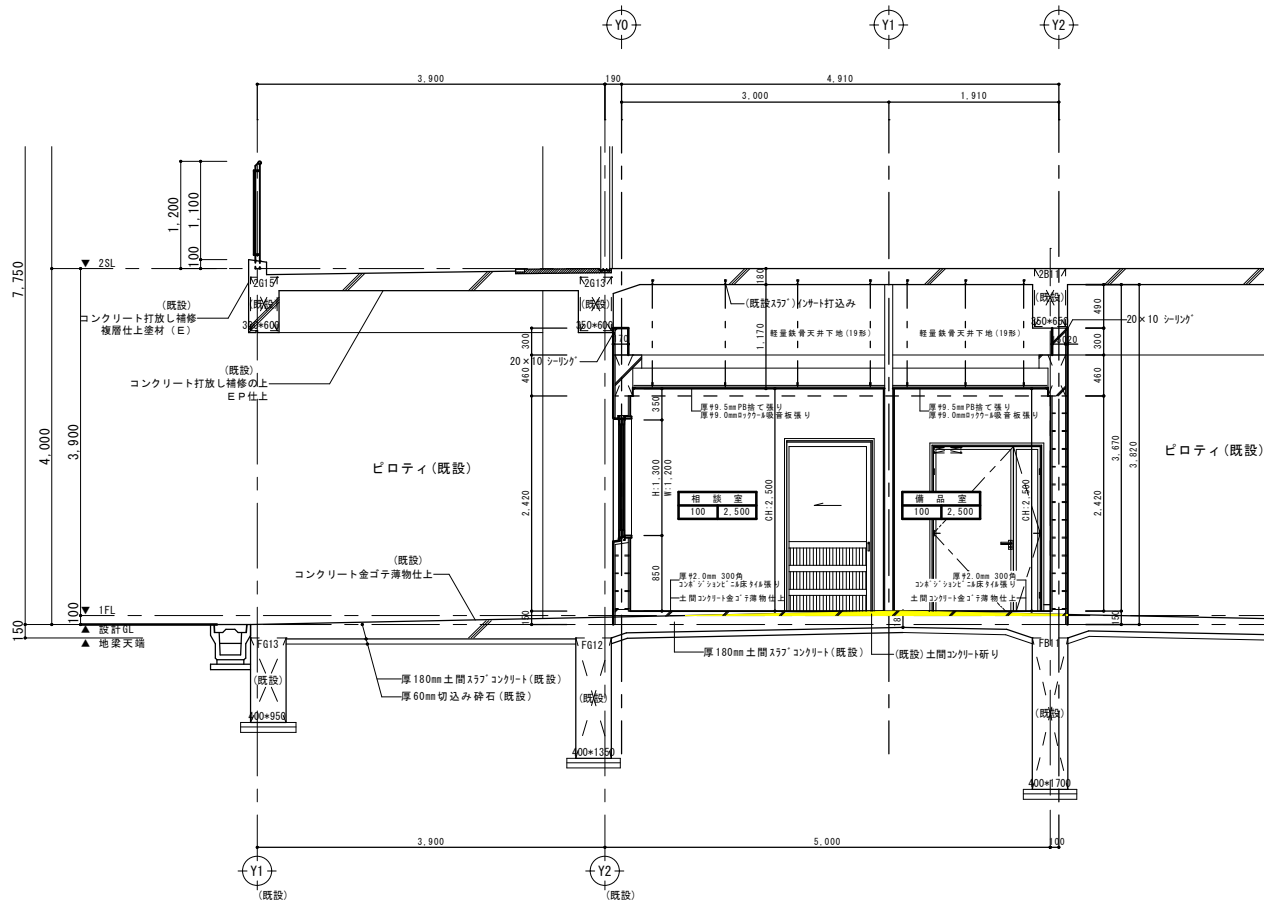
1-1 断面詳細図 (改修後) S=1: 30 (A1)
S=1: 60 (A2)
【備品庫】



2-2 断面詳細図 (改修後) S=1: 30 (A1)
S=1: 60 (A2)
【相談室】

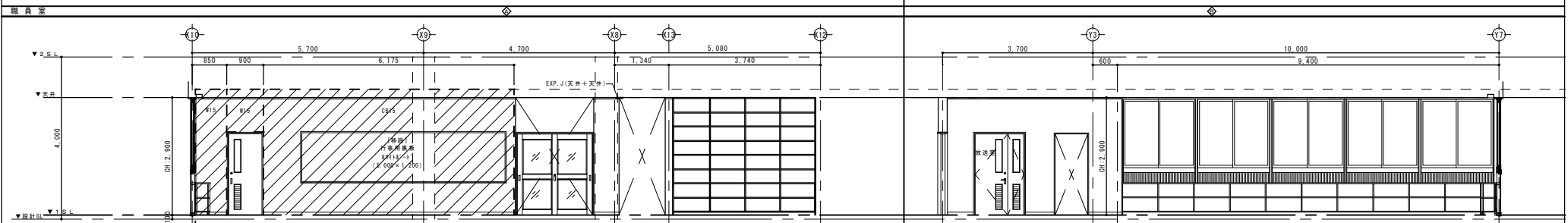
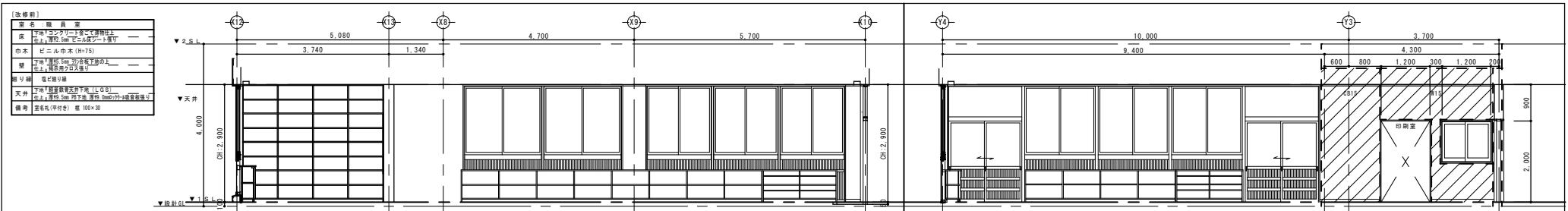


工事名称	鹿部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋地区内	図面名称	断面詳細図-1 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:30 (A3=1:60)
		図面番号	A-11
2-2 断面詳細図 (改修後)		設計	名称 NHO
【相談室】		製図	資格者氏名 仲宗根 均
後印		計	登録番号 一級建築士 大臣登録第185394号
		者	所在地 沖縄県名護市大北四丁目27番28号



3-3 断面詳細図 (改修後) S=1:30 (A1)
S=1:60 (A3)
[相談室]

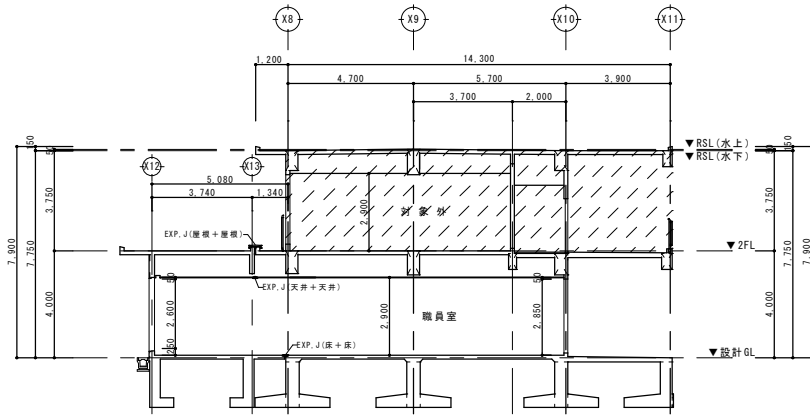
工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その1)		工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市字屋部地内		図面名称	断面詳細図-2 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課		縮尺	A1=1:30 (A3=1:100)
摘要			図面番号	A-12
換印	管理建築士	設計	製図	設計 名称 NH O 資格者氏名 仲宗根 均 登録番号 一般建築士 大臣登録第185394号 所在地 沖縄県名護市大北四丁目27番28号



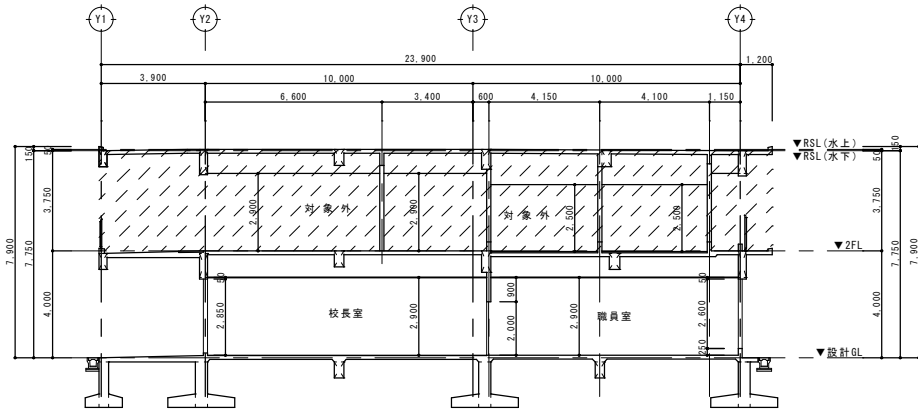
校長室

工事名称	豊都小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市字座部地内	図面名称	(1)展開図(改修前)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
構要	管理建築士 設計 製図	図面番号	A-13
機印	製図者氏名	仲宗根 均	NHO
	登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号	
	所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号	

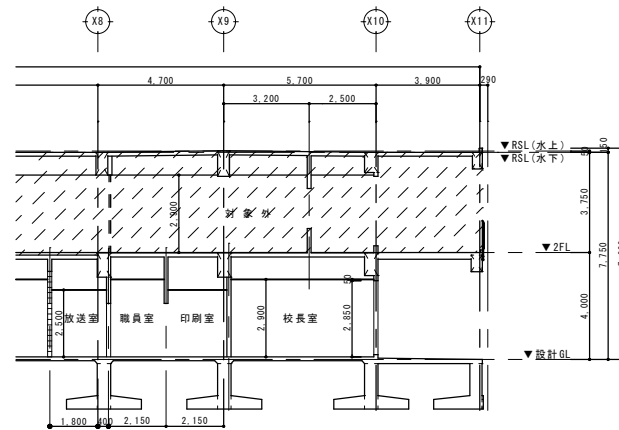
RC壁・CB壁 撤去部分を示す



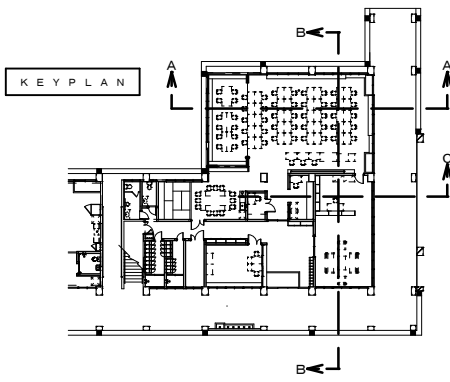
A-A 断面図 (改修前) S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



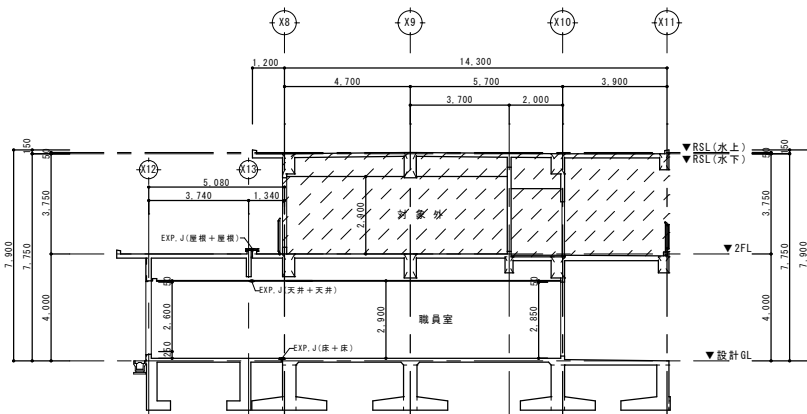
B-B 断面図 (改修前) S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



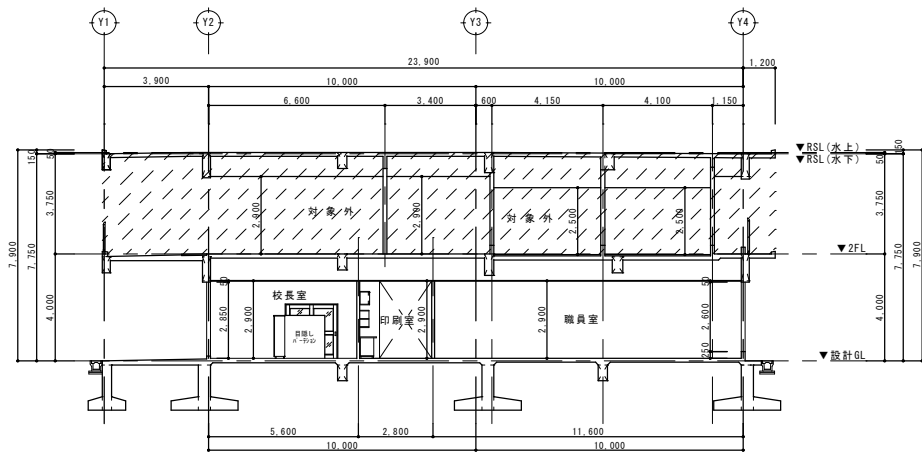
C-C 断面図 (改修前) S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



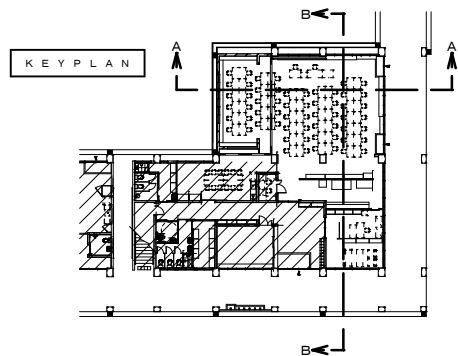
工事名称	鹿野小学校職員室改修工事(その2)		工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内		図面名称	断面図(改修前)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課		縮尺	A1=1:100 (A3=1:200)
摘要			図面番号	A-17
換印	管理建築士	設計	製図	級
				名称
				資格者氏名
				登録番号
			所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号



A-A 断面図 (改修後) S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



B-B 断面図 (改修後) S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



工事名称	鹿部小学校職員室改修工事 (その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	断面図 (改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:100 (A3=1:200)
概要		図面番号	A-18
校印	管理建築士 設計 製図	版名	NHO
		資格者氏名	神宗 櫻 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

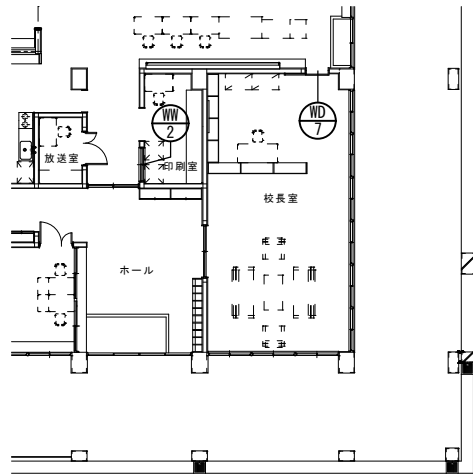
[改修前] 木製建具表

建具記号・場所・個数	WD 7 校長室 1ヶ所	WD 2 印刷室 1ヶ所
型 式	片引きフラッシュドア	2枚引違い窓
材 質、仕上	厚5.5mmラワン合板 SOP塗り	ラワン材 SOP塗り
見 込	40mm	33mm
ガ ラ ス	厚5mm7D-ﾄﾞﾗｽ	厚5mm7D-ﾄﾞﾗｽ
金物、その他	錠: SL80-1 (MIWA) ・戸当りクッション フラッターレール・その他付属金物一式	ステンレス彫込み引手 (4ヶ) フラッターレール ヨーデルストッパー その他付属金物一式

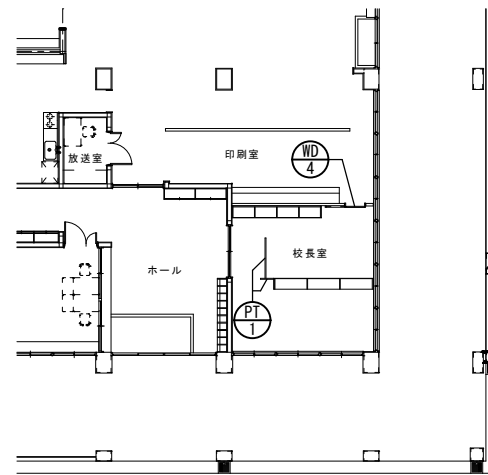
[改修後] 木製建具表

建具記号・場所・個数	WD 4 校長室 1ヶ所	PT 1 校長室 1ヶ所
型 式	片引きフラッシュドア	ローバーテーション
材 質、仕上	厚2.5mm ﾎﾟﾘ合板	厚95.5mm ラワン合板下地、掲示クロス張り
見 込	35mm	厚950mm
ガ ラ ス	厚5mm7D-ﾄﾞﾗｽ	—
金物、その他	引手付錠錠: NO. 252 ・戸当りクッション フラッターレール・その他付属金物一式	安定脚 (両面ﾀｲﾌﾟ) [各2セット] その他付属金物一式

※ 特記なき外廻り見掛り部分は全て OL とする。
※ 特記なき見掛り部分は全て ﾎﾟﾘ-小口押え (見付巾 10mm) とする。



KEY PLAN
[改修前]

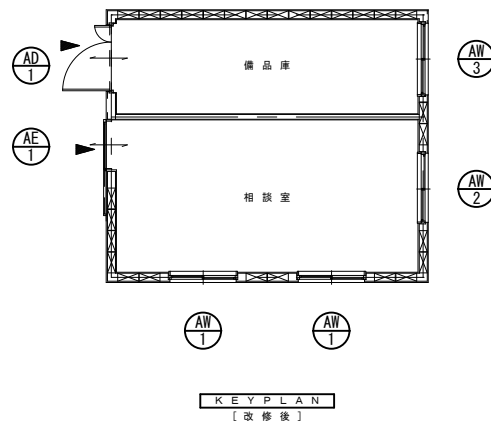


KEY PLAN
[改修後]

工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その2)	工 事 年 度	令和 8 年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図 面 名 称	木製建具表・KEY PLAN(改修前・後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	A1=1:50 (A3=1:100)
描 写		図 面 番 号	A-19
検 印	管理建築士	設 計	設 名 称
		製 図	NHO
			資格者氏名
			仲宗根 均
		登 録 番 号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所 在 地	沖縄県名護市大北四丁目27番29号

[改修後] 金属製建具表

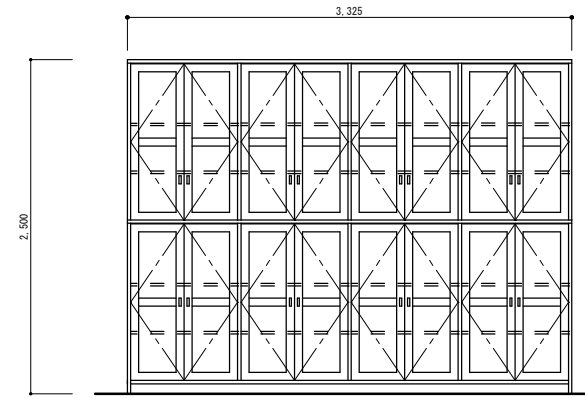
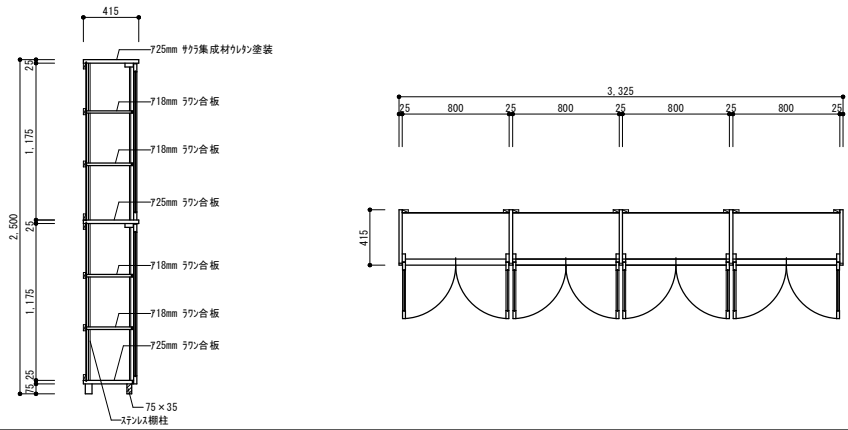
建具記号・場所・個数	AD1 備品庫 1ヶ所	AE1 相談室 1ヶ所	AW1 相談室 2ヶ所	AW2 相談室 1ヶ所	AW3 備品庫 1ヶ所
型 式	親子開きフラッシュ戸	片引き戸	2枚引き違い窓	2枚引き違い窓	2枚引き違い窓
材質、仕上	アルミ・PA フォット(シルバー)	アルミ・PA フォット(シルバー)	アルミ・PA フォット(シルバー)	アルミ・PA フォット(シルバー)	アルミ・PA フォット(シルバー)
見 込	枠見込: 70mm (アング後付け)	枠見込: 70mm (アング後付け)	枠見込: 70mm (アング後付け)	枠見込: 70mm (アング後付け)	枠見込: 70mm (アング後付け)
ガラス	—	厚5mmフロート板ガラス	厚5mmフロート板ガラス	厚5mmフロート板ガラス	厚4mm型板ガラス
金物、その他	レバー・ハンドル&錠、スラッシュ番(各3枚)、スラッシュとし カム・ストッパ、その他付属金物一式	引戸錠錠 (1ヶ所) アルミ縦線25*130 腰下: アルミ&ス その他付属金物一式	ダブルロックメント(1ヶ) アルミ縦線25*75 アルミ&ス付き その他付属金物一式	ダブルロックメント(1ヶ) アルミ縦線25*75 その他付属金物一式	ダブルロックメント(1ヶ) アルミ縦線25*75 その他付属金物一式
備 考	下枠: スラッシュ曲げ加工	下枠: スラッシュ曲げ加工			



工事名称	豊都小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和6年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	金属製建具表・KEY PLAN(改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	A1=1:50 (A3=1:100)
備 考		図面番号	A-20
検 査	管理建築士	設計	製 図
設計者	名 称 NHO		
監 査 者	資格者氏名 仲宗根 均		
	登録番号 一級建築士 大臣登録第185394号		
	所在地 沖縄県名護市大北四丁目27番28号		

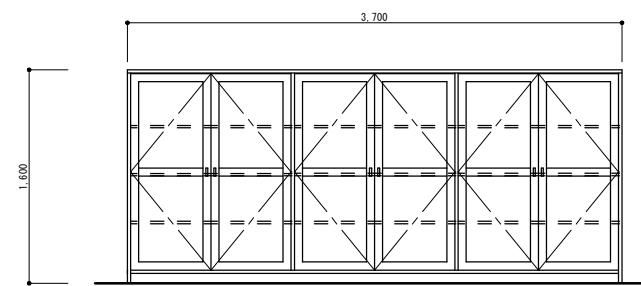
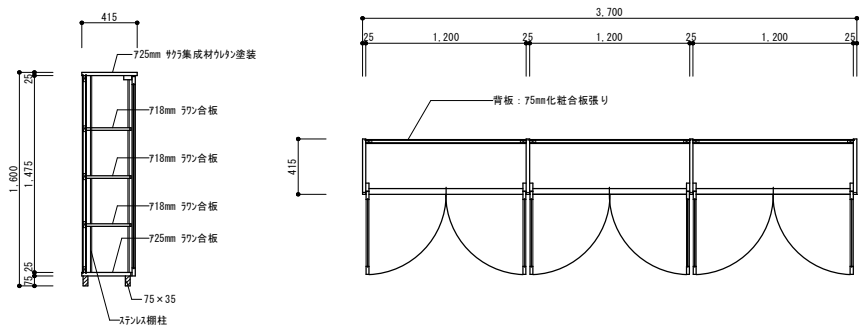
室名	校長室	造り付棚 - 1	(1ヶ所)
仕上	特記なき外廻り見掛け部分は全てCLとする。 特記なき見掛け部分は全てFビ-小口押入(見付巾10mm)とする。		
建具・ガラス	ガラス: 30×60 Fビ-板厚、73mmD-H板ガラス		
金物	スチール棚柱、 スライド半かぶせ(n°無し)、ローキャッチ、取手 その他付属金物一式		

※ 解体撤去とする。
(ガラス扉は、取り外し再利用する事。)



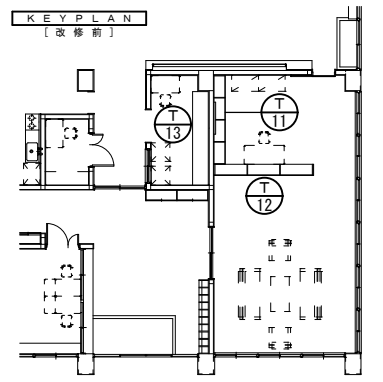
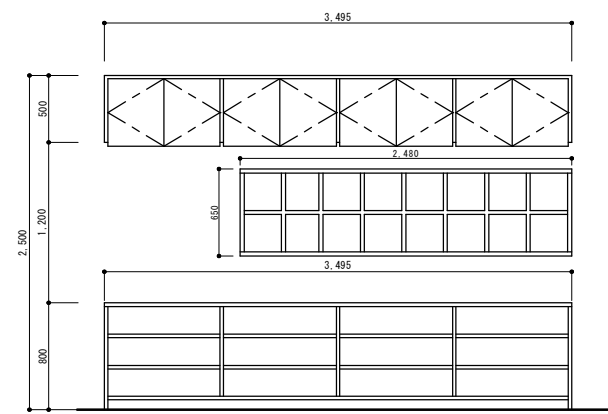
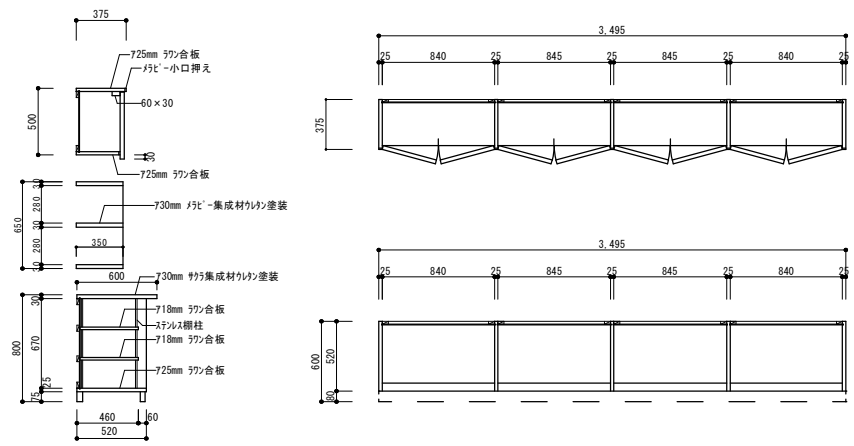
室名	校長室	造り付棚 - 2	(1ヶ所)
仕上	特記なき外廻り見掛け部分は全てCLとする。 特記なき見掛け部分は全てFビ-小口押入(見付巾10mm)とする。		
建具・ガラス	ガラス: 30×60 Fビ-板厚、73mmD-H板ガラス		
金物	スチール棚柱、 スライド半かぶせ(n°無し)、ローキャッチ、取手 その他付属金物一式		

※ 移設し再利用する事。



室名	印刷室	造り付棚 - 3	(1ヶ所)
仕上	特記なき外廻り見掛け部分は全てCLとする。 特記なき見掛け部分は全てFビ-小口押入(見付巾10mm)とする。		
建具・ガラス	ガラス: 73mm Fビ-板厚(見込み30mm)		
金物	スチール棚柱、 スライド半かぶせ(n°無し)、ローキャッチ、取手 その他付属金物一式		

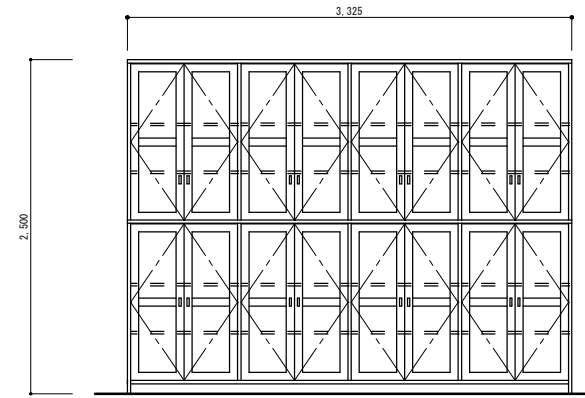
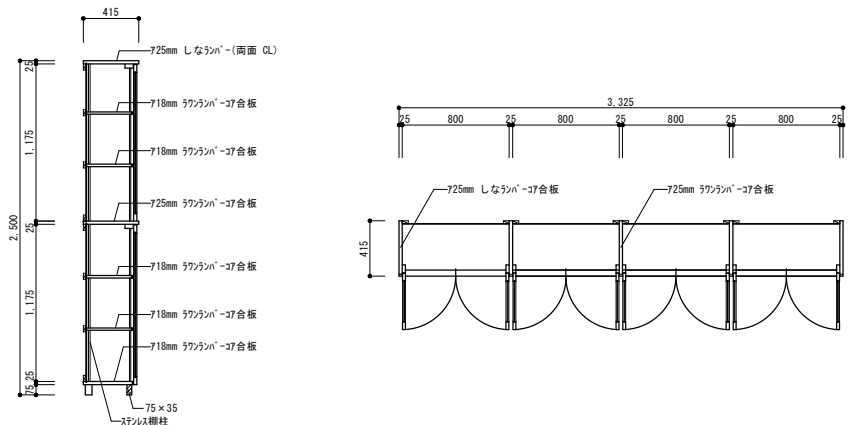
※ 移設し再利用する事。



工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	KEY PLAN 概詳細図(改修前)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:20 (A3=1:40)
摘要		図面番号	A-21
検印	管理建築士	設計	製図
		設計者氏名	仲原根均
		資格番号	登録番号
		登録番号	大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

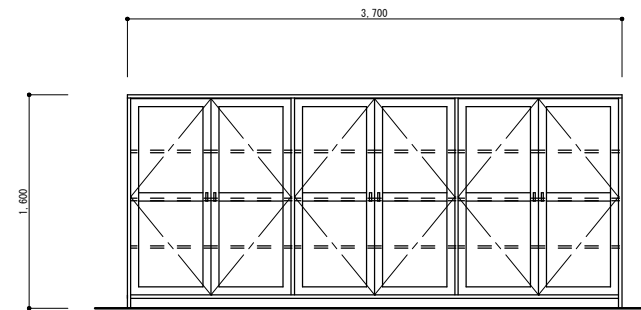
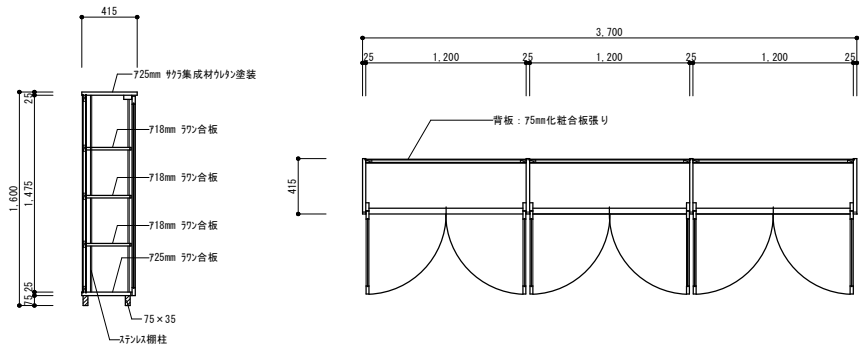
室名	校長室	透り付棚 - 1	⊕ (1ヶ所)
仕上	特記なき外廻り見掛け部分は全て CL とする。 特記なき見掛け部分は全て Fビ - 小口押入 (見付巾 10mm) とする。		
建具・ガラス	ガラス厚: 30×60 Fビ - 框厚, 73mm D+ 板ガラス (既設より再利用)		
金物	ステンレス棚柱、 スライド 丁番 半かぶせ (なし)、ローキャッチ、取手 その他付属金物一式		

※ 新設置
※ ガラス扉のみ、取り外し再利用する事。



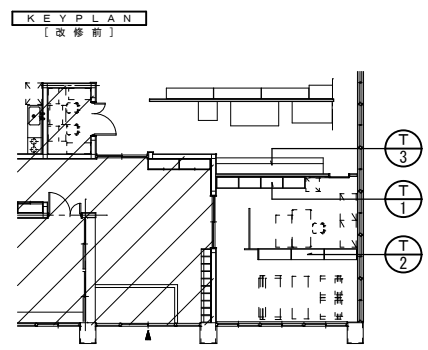
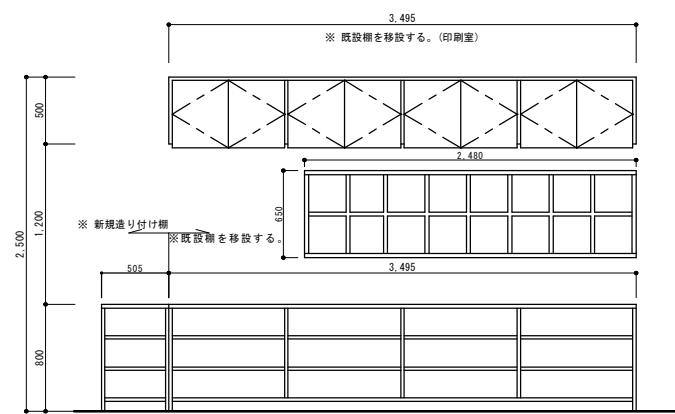
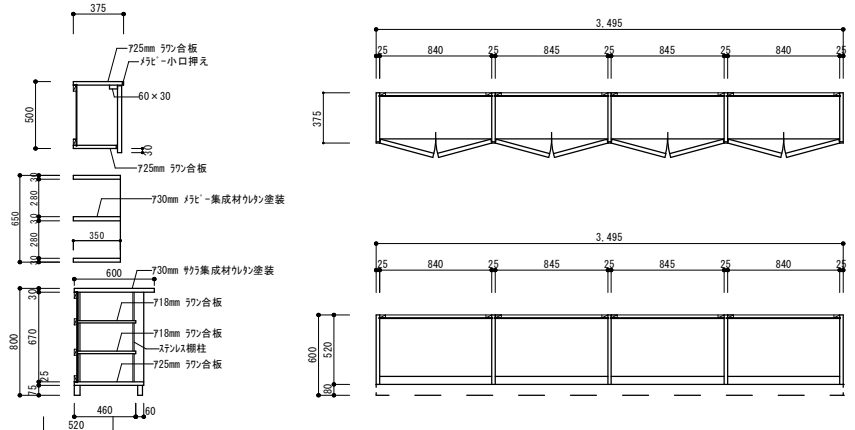
室名	校長室	透り付棚 - 2	⊕ (1ヶ所)
仕上	特記なき外廻り見掛け部分は全て CL とする。 特記なき見掛け部分は全て Fビ - 小口押入 (見付巾 10mm) とする。		
建具・ガラス	ガラス厚: 30×60 Fビ - 框厚, 73mm D+ 板ガラス		
金物	ステンレス棚柱、 スライド 丁番 半かぶせ (なし)、ローキャッチ、取手 その他付属金物一式		

※ 既設棚を移設する。(校長室)

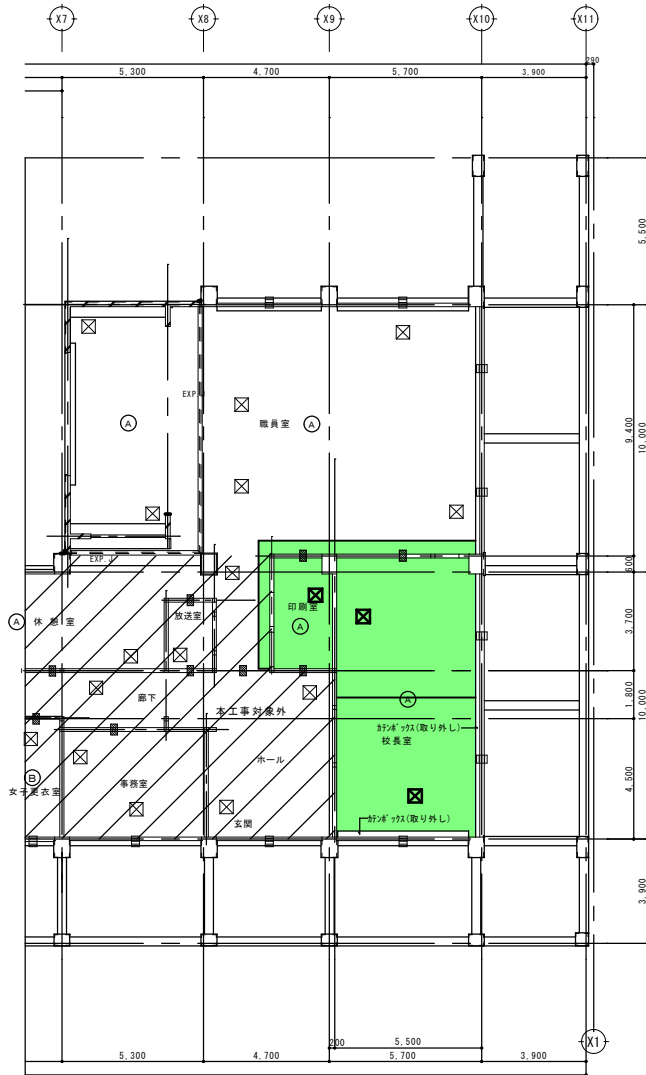


室名	印刷室	透り付棚 - 3	⊕ (1ヶ所)
仕上	特記なき外廻り見掛け部分は全て CL とする。 特記なき見掛け部分は全て Fビ - 小口押入 (見付巾 10mm) とする。		
建具・ガラス	厚: 73mm 引合板ガラス (見込み 30mm)		
金物	ステンレス棚柱、 スライド 丁番 半かぶせ (なし)、ローキャッチ、取手 その他付属金物一式		

※ 既設棚を移設する。(印刷室)
※ カウンター棚 一部新設置する。



工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	KEY PLAN, 様詳細図(改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:20 (A3=1:40)
摘要		図面番号	A-2-2
検印	管理建築士	設計	製図
		設名	称 NHO
		資格者氏名	仲原根 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

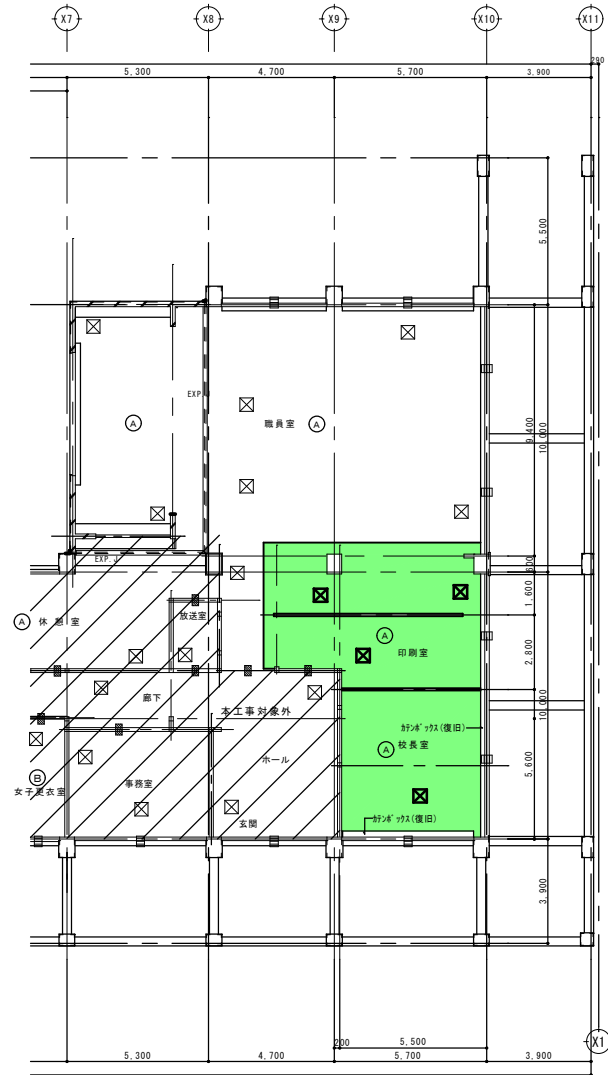


天井伏図 (改修前) S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

工事施工範囲対象外を示す

天井撤去範囲を示す。

凡 例 (改修前)	
(A)	軽量鉄骨下地 厚9mm D77-K吸音板 (厚9.5mm PB捨張り)
(B)	厚5.0mm付板目透かし張り EP
(C)	天井換気孔 SK-H型換気孔(7+1付き) [既存]
(D)	アルミ天井点検口 450×450 [3ヶ所-撤去]
(E)	通気孔 100φ 硬質塩化ビニル管 [2ヶ所-撤去]

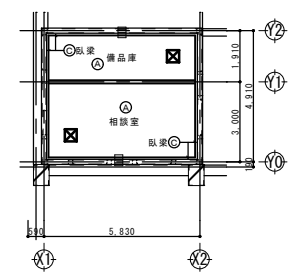


天井伏図 (改修後) S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

工事施工範囲対象外を示す

天井復旧範囲を示す。

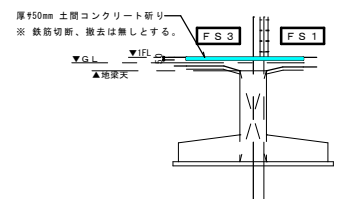
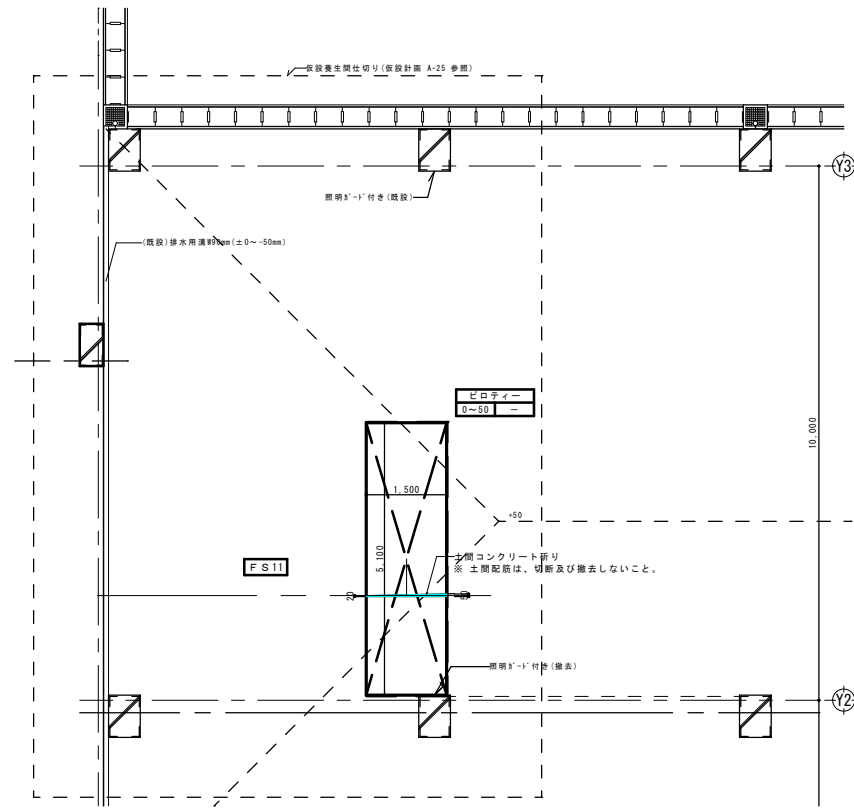
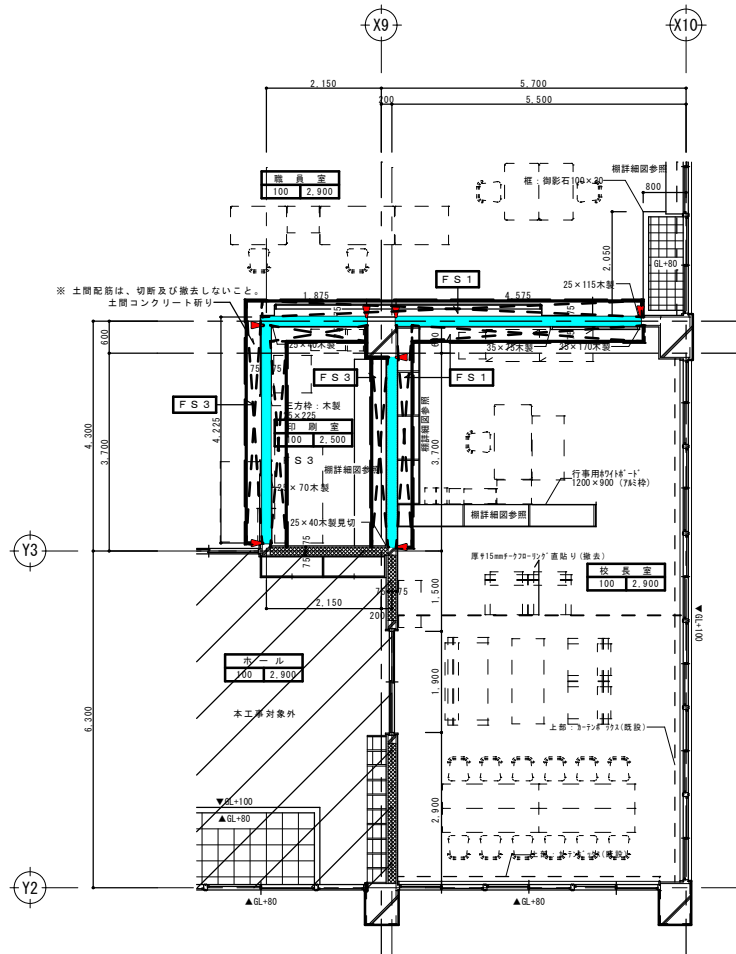
凡 例 (改修後)	
(A)	軽量鉄骨下地 厚9mm D77-K吸音板 (厚9.5mm PB捨張り)
(B)	厚5.0mm付板目透かし張り EP
(C)	天井換気孔 SK-H型換気孔(7+1付き) [既存]
(D)	アルミ天井点検口 450×450 [4ヶ所-新設]
(E)	通気孔 100φ 硬質塩化ビニル管 [既存]



天井伏図 S=1:100 (A1)
(相談室・備品庫) S=1:200 (A3)

凡 例 (新設)	
(A)	軽量鉄骨下地 厚9mm D77-K吸音板 (厚9.5mm PB捨張り)
(B)	コナリト打放し補修の上、EP-G塗り
(C)	アルミ天井点検口 450×450 [2ヶ所-新設]
(D)	アルミ天井点検口 450×450 [2ヶ所-新設]

工事名称	鹿野小学校職員室改修工事 (その2)	工事年度	令和6年度
工事場所	沖縄県名護市宇羅部地内	図面名称	天井伏図 (改修前・後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮 尺	A1=1:100 (A3=1:200)
構 成		図面番号	A-23
検 印	管理建築士 設計 製図	設 名 称	N.H.O
		資格者氏名	仲原 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

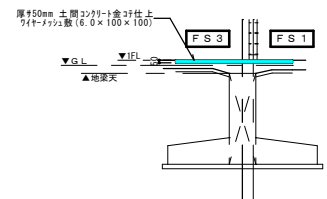
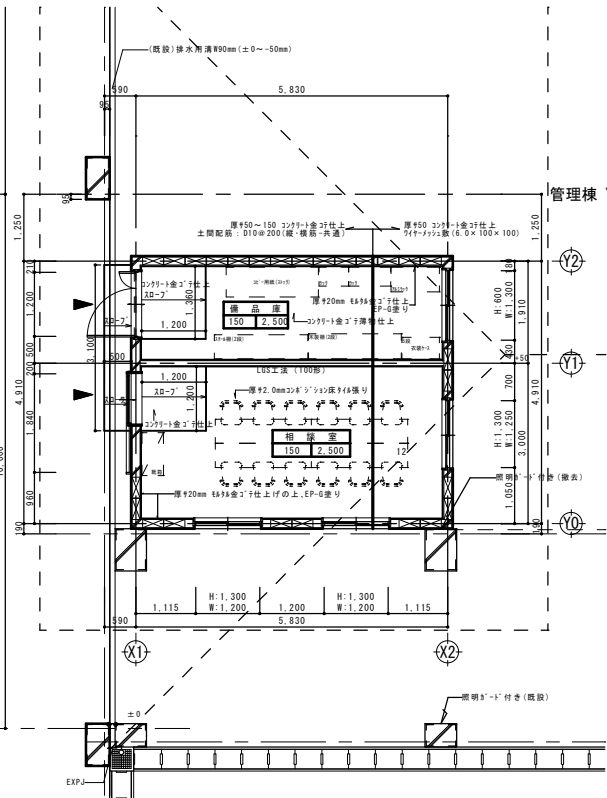
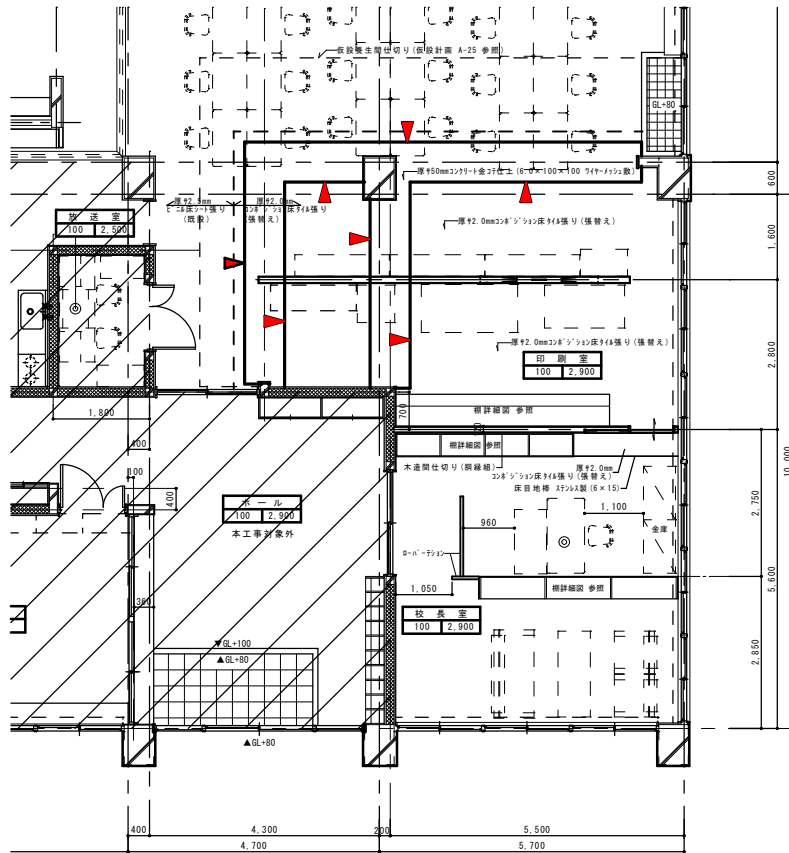


- 〇 B 150 撤去部分を示す
- 既設土間 (t=150) 撤去部分を示す
- 床カッター入れ
- 壁カッター入れ
- 本工事対象外部分を示す

(既設)土間配筋リスト

配筋種別	寸法	規格	規格
FS 1	上横筋	D10 - 200	D10・13-200
	下横筋	D10・13-200	D10 - 200
FS 3	上横筋	D10・13-200	D10 - 200
	下横筋	D10・13-200	D10 - 200
FS 11	上横筋	D13 - 200	D10・13-200
	下横筋	D10・13-200	D10 - 200

工事名称	豊都小学校職員室改修工事(その1)	工事年度	令和7年度	
工事場所	沖縄県名護市宇屋郡地内	図面名称	土間筋体平面図	
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A2=1:100)	
摘要		図面番号	A-24	
検印	管理建築士	設計	製図	
	資格者氏名	仲宗根 均	級名	NHO
	登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号	計	
	所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号		

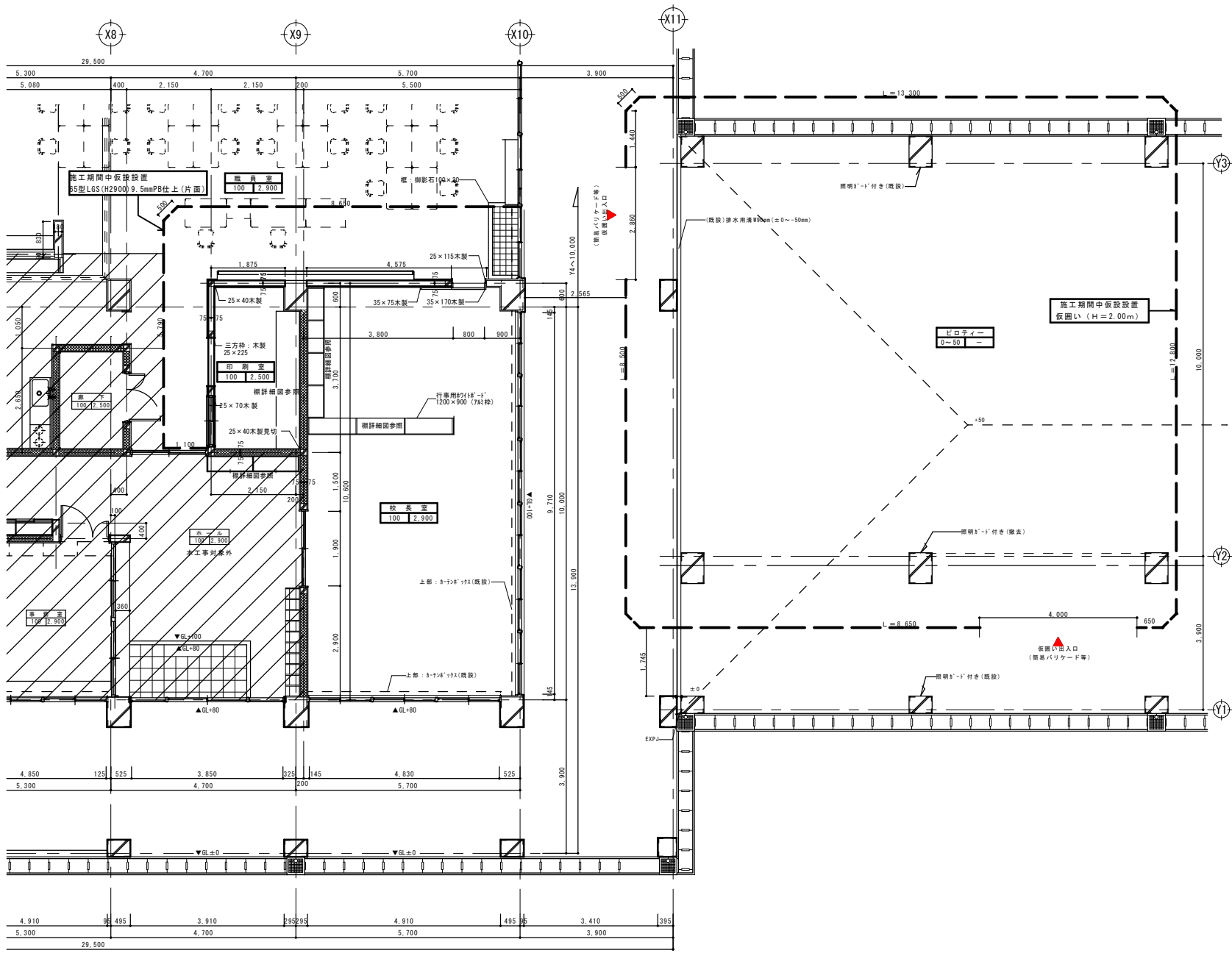


- CB150 撤去部分を示す
- 土間コンクリート金こて仕上 (t=150) 744-744ス数 (径6.0×100×100)
- 打継目地 15×10 PU-2
- 本工事対象外部分を示す

コンクリートの強度

気乾単位容積 質量による種類	類別等	設計基準強度 (F _c)	施工部位
● 普通コンクリート	※Ⅰ類	F _c 21N/mm ²	土間・軸部
○ 軽量コンクリート	・Ⅱ類		
● 普通コンクリート	※Ⅰ類		
○ 軽量コンクリート	・Ⅱ類		

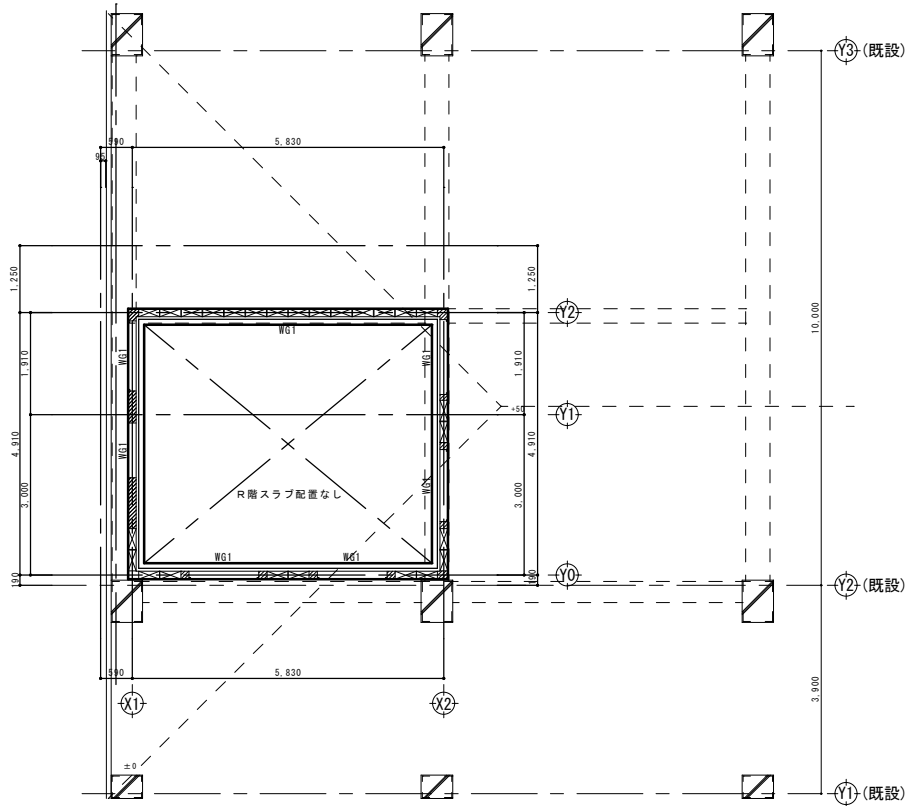
工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その1)	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	土間改修平面図
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
摘要		図面番号	A-25
検印	管理建築士	設計	製図
名称	NHO		
資格者氏名	仲原根均		
登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号		
所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号		



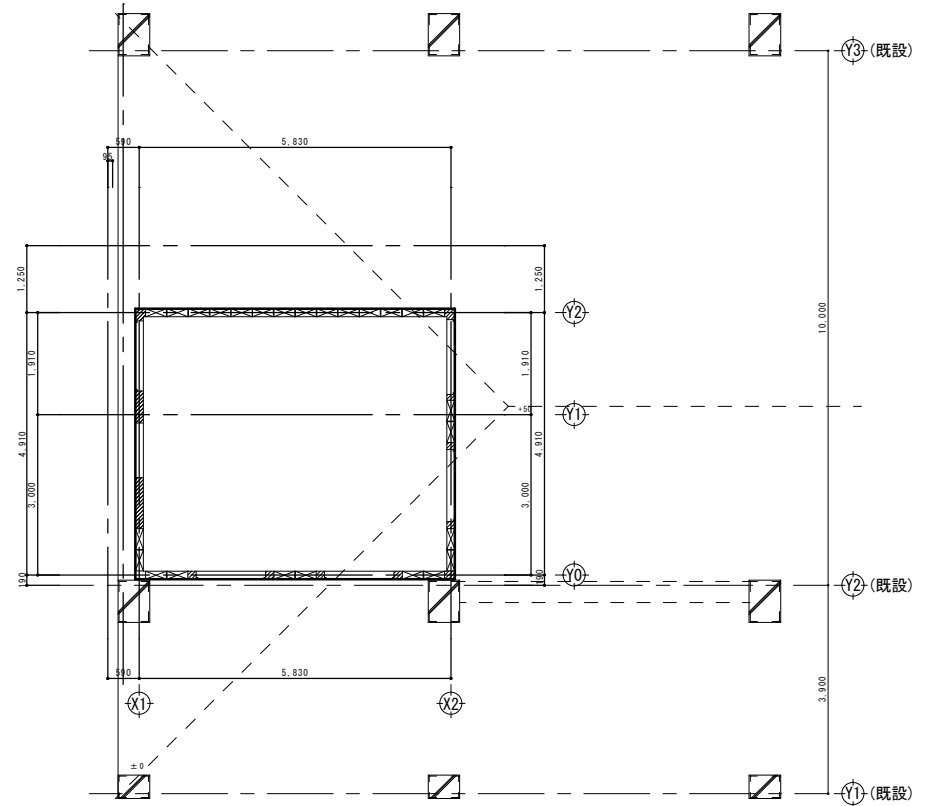
仮設計画配置図
 s=1:50 (A1)
 s=1:100 (A3)

/// 工事施工範囲対象外を示す

工事名称	豊都小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋郡地内	図面名称	仮設計画配置図
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A2=1:100)
摘要		図面番号	A-26
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	NHO	
	資格者氏名	仲宗根 均	
	登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号	
所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号		

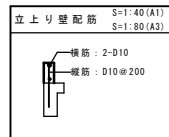


(見上げ図)
 臥梁伏図 (改修後) S=1:50 (A1) 特記なき壁はCB6とする。
 [相談室・備品庫] S=1:100 (A3) 臥梁(WG1)は耐力壁の全周に配置する。

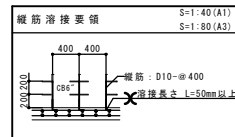


(見下げ図)
 基礎伏図 (改修後) S=1:50 (A1) 特記なき壁はCB6とする。
 [相談室・備品庫] S=1:100 (A3)

梁断面リスト		S=1:40 (A1) S=1:80 (A3)
符号	WG1	
位置	全断面	
断面		
S x D	200(300) x 460	
上端筋	2-D13	5-D22
下端筋	2-D13	5-D22
あばら筋	φ-D10-#150	



壁リスト			S=1:40 (A1) S=1:80 (A3)
符号	CB150	W15	
断面			
タテ筋	D10-#400	D13-#200	
ヨコ筋	D10-#600	D10-#200	
側壁	タテ筋 1-D13	2-D13	
開口部	ヨコ筋 1-D13	2-D13	
隅部	斜め筋	1-D13	
補筋種強	3+1筋		
備考			



土間配筋リスト	
土間	150 溶接金網敷 径6.0 x 100 x 100









耐力壁補強リスト				S=1:30 (A1) S=1:60 (A3)
符号	耐力壁L型部	耐力壁T型部	耐力壁十字部	層耐力壁補筋
位置	全断面	全断面	全断面	全断面
断面				

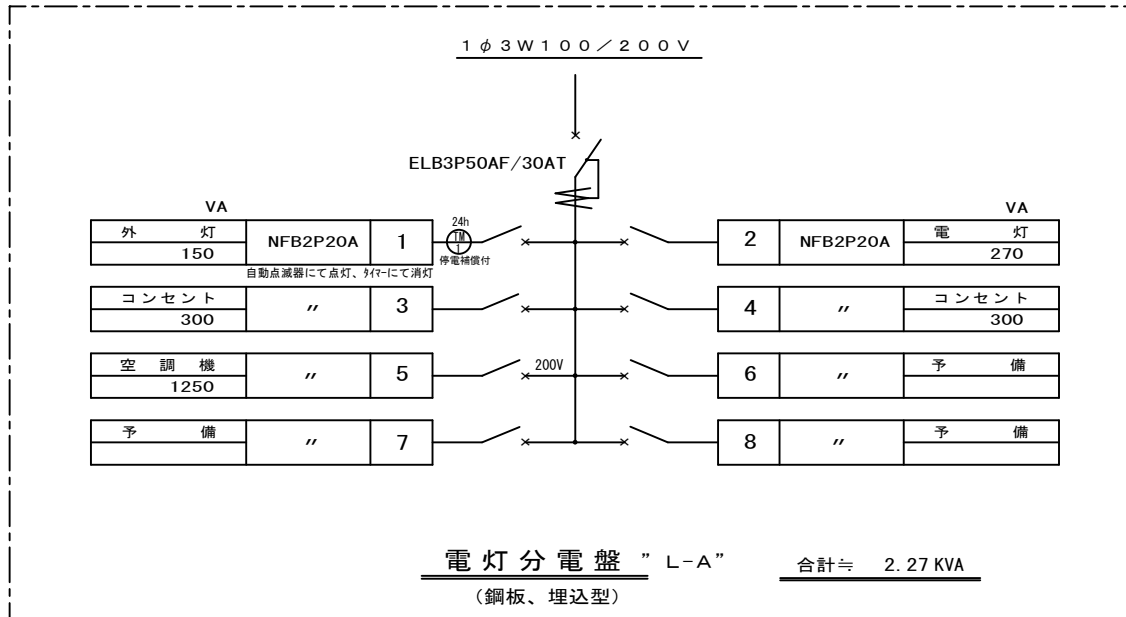
工事名称	福部小学校職員室改修工事(その1)	工事年度	令和7年度
工事場所	沖縄県名護市宇羅部地内	図面名称	基礎伏図・臥梁伏図・リスト
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50・A3=1:100・B0
概要		図面番号	S-O-1
管理建築士	設計	製図	校名
検印			資格者氏名
			登録番号
			所在地

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																																					
○ 18 工事の保険等	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 ※ <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>	24 情報共有システムの使用	<p>工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。</p> <p>(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。</p> <p>ア ゆいぐる材利用状況報告書</p> <p>イ ゆいぐる材出荷量証明書</p> <p>(5) 建築物等の利用に関する説明書について</p> <p>「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに掲載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。</p> <p>(6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p> <p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 11 【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。</p>	○ 30 塗装工事 (2.7.1)	めっき又は塗装が施された機材の塗装は図示による他、標準仕様書等、標準図による。																																																																																																					
○ 19 ゆいぐる材について	<p>(1) ゆいぐる材の利用</p> <p>ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとする。</p> <p>イ ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>ウ ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいぐる材の品質管理</p> <p>ア 受注者は、ゆいぐる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p>	○ 25 墜落制止用器具	<p>墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用品が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。</p>	○ 31 機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。																																																																																																					
○ 20 機材の品質等 (1.4.2)	<p>※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。）</p> <p>※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p> <p>※</p>	○ 26 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	<p>・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。</p> <p>実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領（案）」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018.12.21 日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。</p>	○ 32 施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。																																																																																																					
○ 21 化学物質の濃度測定 (1.5.7)	<p>(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p>	測定対象室	測定箇所数	備考										○ 27 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用について	<p>本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。</p> <p>受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合せにて発注者へ報告するものとする。</p> <p>実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。</p>	○ 33 耐震施工	<p>(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 <p>(2) 建物物導入配管で不相当下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p> <p>(3) 架台を使用する場合は、耐震計算書で機器の高さを含むこと。ただし含まない場合は、耐震計算書に理由を記載すること。</p>																																																																																									
測定対象室	測定箇所数	備考																																																																																																								
○ 22 技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ()	○ 28 仮設工事 (2.1.1)	<p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。</p> <p>監督員事務所を本工事で（※設置しない）設置する（・構内 ・構外 ・既存建物内一部使用）。</p> <p>監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。</p>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量									○ 34 磁気探査	本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領（案）令和2年1月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。																																																																																									
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																																																																							
○ 23 完成時の提出図書 (1.7.1)	<p>(1) 本工書の完成時の提出図書は、「營繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。</p> <p>(2) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。</p>	○ 29 土工事 (2.2.1)	<p>建設発生土の処分は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構内敷きならし ・ 構内たい積 ・ 構外搬出適切処理 <p>搬出先名称 ()</p> <p>搬出先所在地 ()</p> <p>運搬距離 (Km)</p> <p>搬出先基準 (条件) ()</p>	○ 35 その他	<p>(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 以下の負担金は受注者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力引込に係る負担金 (円) <p>※</p> <p>(3) 図示されたものを除き、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置ボックスは（・金風製 ○合成樹脂製 ・ ）とする。 ・ フラッシュプレートは（・樹脂製 ・ステンレス製 ・黄銅WB製 ○新金製 ）とする。 ・ 長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。 ・ 一般照明的照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。 																																																																																																					
別表－1（関連工事との取り合い）																																																																																																										
				本工事	別途工事																																																																																																					
				電気	機械・建築																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事内容</th> <th>本工事</th> <th>別途工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機器の基礎</td> <td>屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）</td> <td>・</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）</td> <td>・</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>架台、アンカーボルト</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貫通スリーブ（はり、床、壁）</td> <td>スリーブ</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>補強鉄筋</td> <td>・</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">箱入れ（はり、床、壁）</td> <td>箱入れ</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>補強鉄筋</td> <td>・</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天井、壁の切り込み</td> <td>型枠の穴埋め</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>塵出し</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">開口部補強</td> <td>下地組み、ボード類切り込み（埋込照明器具、スピーカー等）</td> <td>・</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>軽量鉄骨天井、壁下地</td> <td>・</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>インサート</td> <td>インサート</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">電気配管配線</td> <td>換気扇の取付枠</td> <td>換気扇の取付枠</td> <td>・ ※</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">電気配管配線</td> <td>機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線</td> <td>・ ※</td> </tr> <tr> <td>機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>上記の配線</td> <td>・ ※</td> </tr> <tr> <td>パッケージ型空調調和機などで屋内機と屋外機との間の配管</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>上記の配線</td> <td>・ ※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動制御</td> <td>電極棒及びフロートスイッチの本体</td> <td>・ ※</td> </tr> <tr> <td>上記の配管、配線</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浄化槽</td> <td>電気配管</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>電気配線</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具類駆動装置</td> <td>電源供給</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>操作盤までの1次側電気工事</td> <td>※</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動閉鎖装置</td> <td>操作盤以降の2次側電気工事</td> <td>・ ※</td> </tr> <tr> <td>建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ</td> <td>・ ※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">換気扇の取付枠</td> <td>上記の配管</td> <td>※</td> <td>・ ※</td> </tr> <tr> <td>上記の配管、配線</td> <td>※</td> <td>・ ※</td> </tr> </tbody> </table>						工事内容		本工事	別途工事	機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	※	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	※	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	※	・	架台、アンカーボルト	※	・	貫通スリーブ（はり、床、壁）	スリーブ	※	・	補強鉄筋	・	※	箱入れ（はり、床、壁）	箱入れ	※	・	補強鉄筋	・	※	天井、壁の切り込み	型枠の穴埋め	※	・	塵出し	※	・	開口部補強	下地組み、ボード類切り込み（埋込照明器具、スピーカー等）	・	※	軽量鉄骨天井、壁下地	・	※	インサート	インサート	※	・	電気配管配線	換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	・ ※	電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	・ ※	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※	・	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	※	・	上記の配線	・ ※	パッケージ型空調調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	※	・	上記の配線	・ ※	自動制御	電極棒及びフロートスイッチの本体	・ ※	上記の配管、配線	※	・	浄化槽	電気配管	・	・	電気配線	※	・	建具類駆動装置	電源供給	※	・	操作盤までの1次側電気工事	※	・	自動閉鎖装置	操作盤以降の2次側電気工事	・ ※	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ	・ ※	換気扇の取付枠	上記の配管	※	・ ※	上記の配管、配線	※	・ ※
工事内容		本工事	別途工事																																																																																																							
機器の基礎	屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	※																																																																																																							
	屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）	・	※																																																																																																							
	屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）	※	・																																																																																																							
	架台、アンカーボルト	※	・																																																																																																							
貫通スリーブ（はり、床、壁）	スリーブ	※	・																																																																																																							
	補強鉄筋	・	※																																																																																																							
箱入れ（はり、床、壁）	箱入れ	※	・																																																																																																							
	補強鉄筋	・	※																																																																																																							
天井、壁の切り込み	型枠の穴埋め	※	・																																																																																																							
	塵出し	※	・																																																																																																							
開口部補強	下地組み、ボード類切り込み（埋込照明器具、スピーカー等）	・	※																																																																																																							
	軽量鉄骨天井、壁下地	・	※																																																																																																							
インサート	インサート	※	・																																																																																																							
電気配管配線	換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	・ ※																																																																																																							
	電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	・ ※																																																																																																							
		機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※	・																																																																																																						
		天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	※	・																																																																																																						
		上記の配線	・ ※																																																																																																							
		パッケージ型空調調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	※	・																																																																																																						
上記の配線		・ ※																																																																																																								
自動制御	電極棒及びフロートスイッチの本体	・ ※																																																																																																								
	上記の配管、配線	※	・																																																																																																							
浄化槽	電気配管	・	・																																																																																																							
	電気配線	※	・																																																																																																							
建具類駆動装置	電源供給	※	・																																																																																																							
	操作盤までの1次側電気工事	※	・																																																																																																							
自動閉鎖装置	操作盤以降の2次側電気工事	・ ※																																																																																																								
	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ	・ ※																																																																																																								
換気扇の取付枠	上記の配管	※	・ ※																																																																																																							
	上記の配管、配線	※	・ ※																																																																																																							
※配線は接続を含むものとする。																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>屋部小学校職員室改修工事（その2）</th> <th>工事年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事場所</td> <td>沖縄県名護市字屋部地内</td> <td>図面名称</td> <td>特記仕様書（電気設備）-3</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td>名護市教育委員会教育施設課</td> <td>縮尺</td> <td>N/5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">描 要</td> <td colspan="2">図面番号</td> <td>E-03</td> </tr> <tr> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">検 印</td> <td colspan="2">資格者氏名</td> <td>仲宗根 均</td> </tr> <tr> <td colspan="2">登録番号</td> <td>一級建築士 大臣登録第185394号</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3">沖縄県名護市大北四丁目2番28号</td> </tr> </tbody> </table>						工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その2）	工事年度	令和8年度	工事場所	沖縄県名護市字屋部地内	図面名称	特記仕様書（電気設備）-3	発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	N/5	描 要	図面番号		E-03	管理建築士	設計	製図	検 印	資格者氏名		仲宗根 均	登録番号		一級建築士 大臣登録第185394号	所在地	沖縄県名護市大北四丁目2番28号																																																																									
工事名称	屋部小学校職員室改修工事（その2）	工事年度	令和8年度																																																																																																							
工事場所	沖縄県名護市字屋部地内	図面名称	特記仕様書（電気設備）-3																																																																																																							
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	N/5																																																																																																							
描 要	図面番号		E-03																																																																																																							
	管理建築士	設計	製図																																																																																																							
検 印	資格者氏名		仲宗根 均																																																																																																							
	登録番号		一級建築士 大臣登録第185394号																																																																																																							
所在地	沖縄県名護市大北四丁目2番28号																																																																																																									

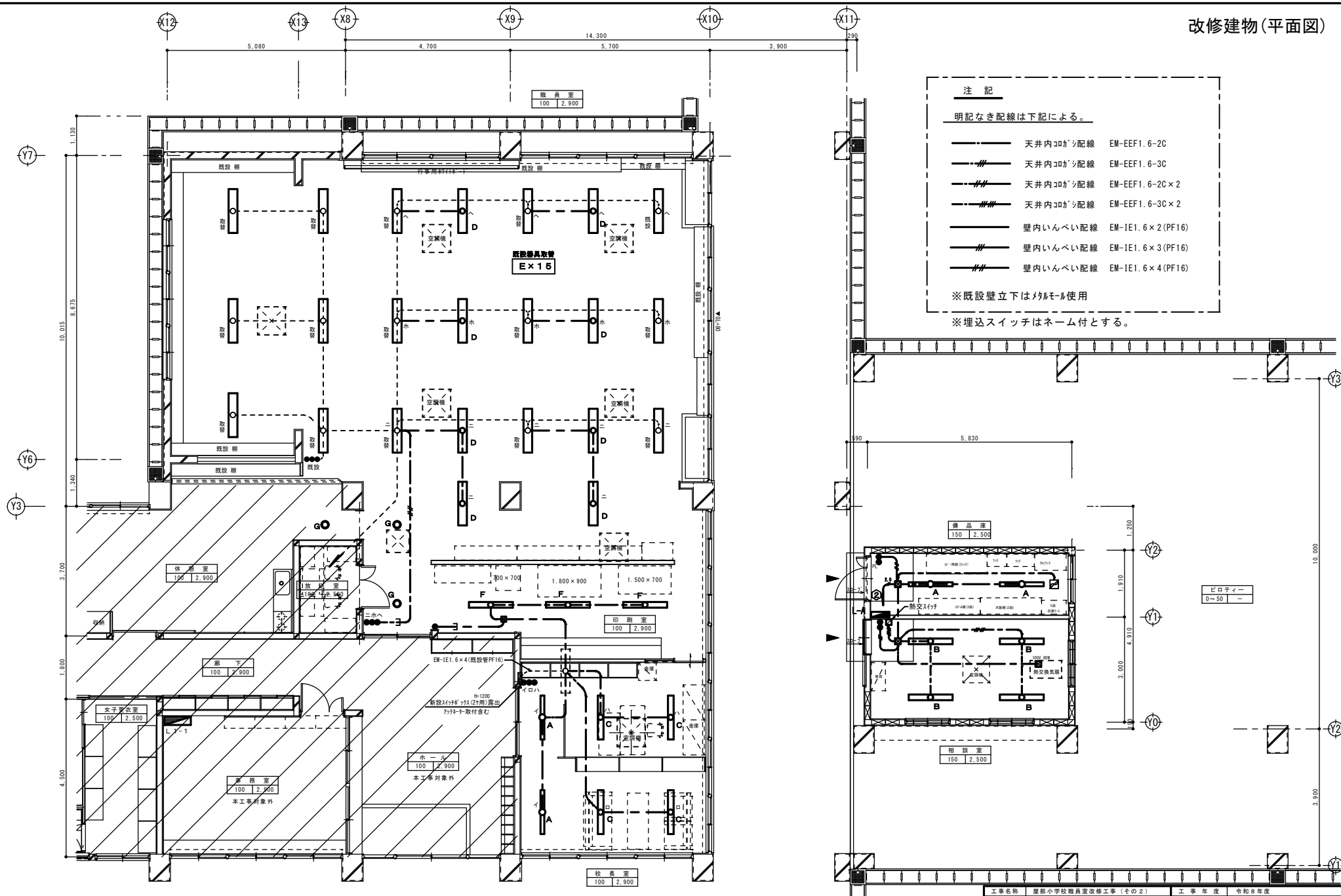
照明器具姿図

※消費電力及び光量は参考とする。

A	LED20.6W 富士型	4台	B	LED31.9W 直付型	4台	C	LED43.1W 直付型	4台	D	LED43.1W 埋込型	8台
	LSS9-4-30 ランプ光量：3200lm			LSS6-4-48 ランプ光量：5040lm			LSS6-4-65 ランプ光量：6720lm			LRS3CC-4-65 ランプ光量：6680lm	
備品庫 校長室（入口側）			相談室			校長室			職員室（追加器具） 埋込寸法：220×1235 Ofン林回避型		
											
E	LED43.1W 埋込型	15台	F	LED31.9W 富士型	3台	G	LED15W 埋込型	3台	H	LED14.9W 埋込型	7台
	LRS3-4-65 ランプ光量：6680lm			LSS9-4-48 ランプ光量：3200lm			LRS1-17 ランプ光量：2070lm			LBF3MP/RP-2-13 ランプ光量：1480lm	
職員室（取替器具） 埋込寸法：220×1235			印刷室			通路			ピロティー 防雨型		
											
									本体：ステンレス製		



工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	照明器具姿図、分電盤結線図(改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	N/S
摘要		図面番号	E-04
検印	管理建築士 設計 製図	設計者氏名	NHO
		資格者氏名	仲宗根 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号



注記

明記なき配線は下記による。

- 天井内コガシ配線 EM-EEF1.6-2C
- 天井内コガシ配線 EM-EEF1.6-3C
- 天井内コガシ配線 EM-EEF1.6-2C×2
- 天井内コガシ配線 EM-EEF1.6-3C×2
- 壁内いんべい配線 EM-IE1.6×2(PF16)
- 壁内いんべい配線 EM-IE1.6×3(PF16)
- 壁内いんべい配線 EM-IE1.6×4(PF16)

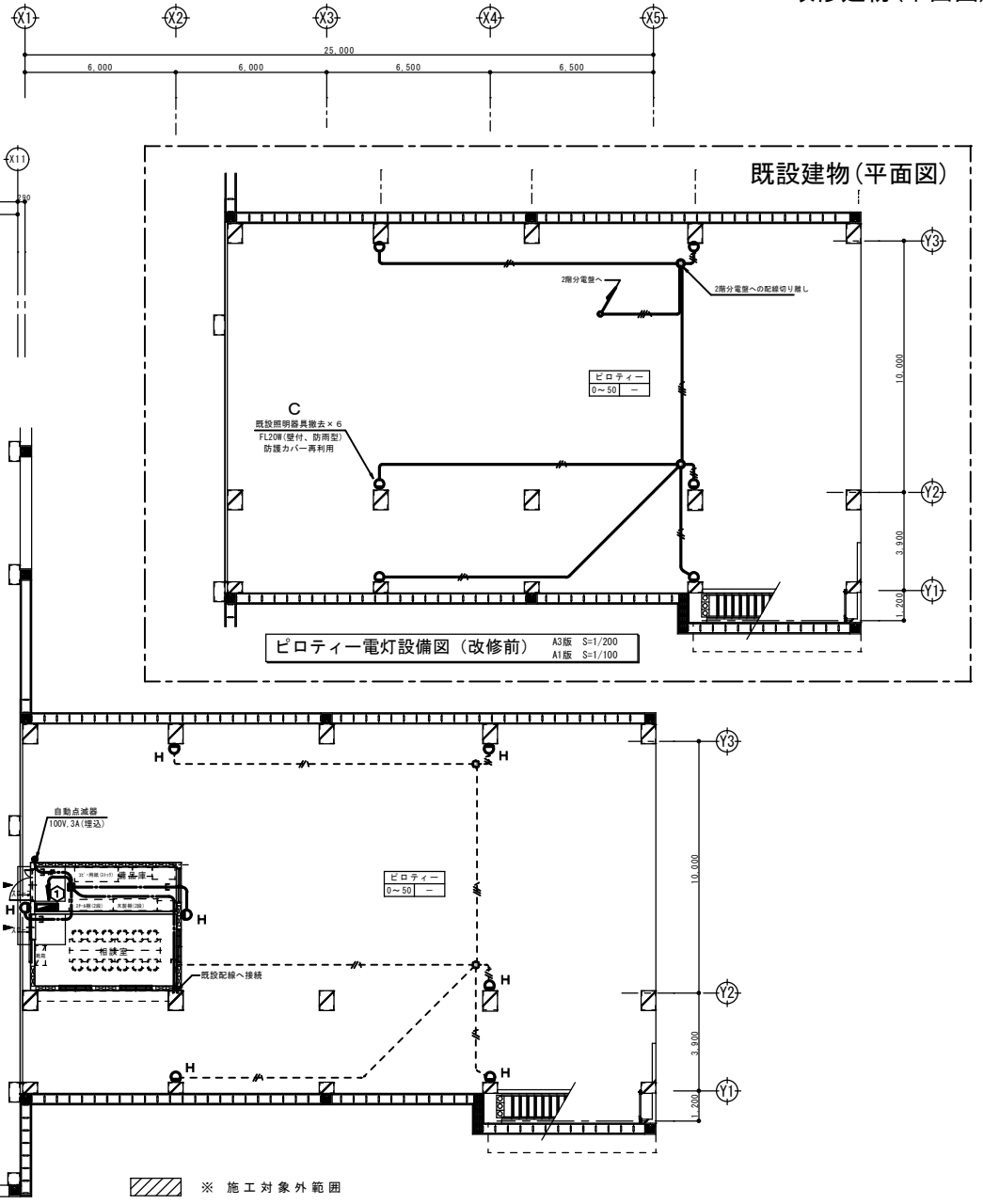
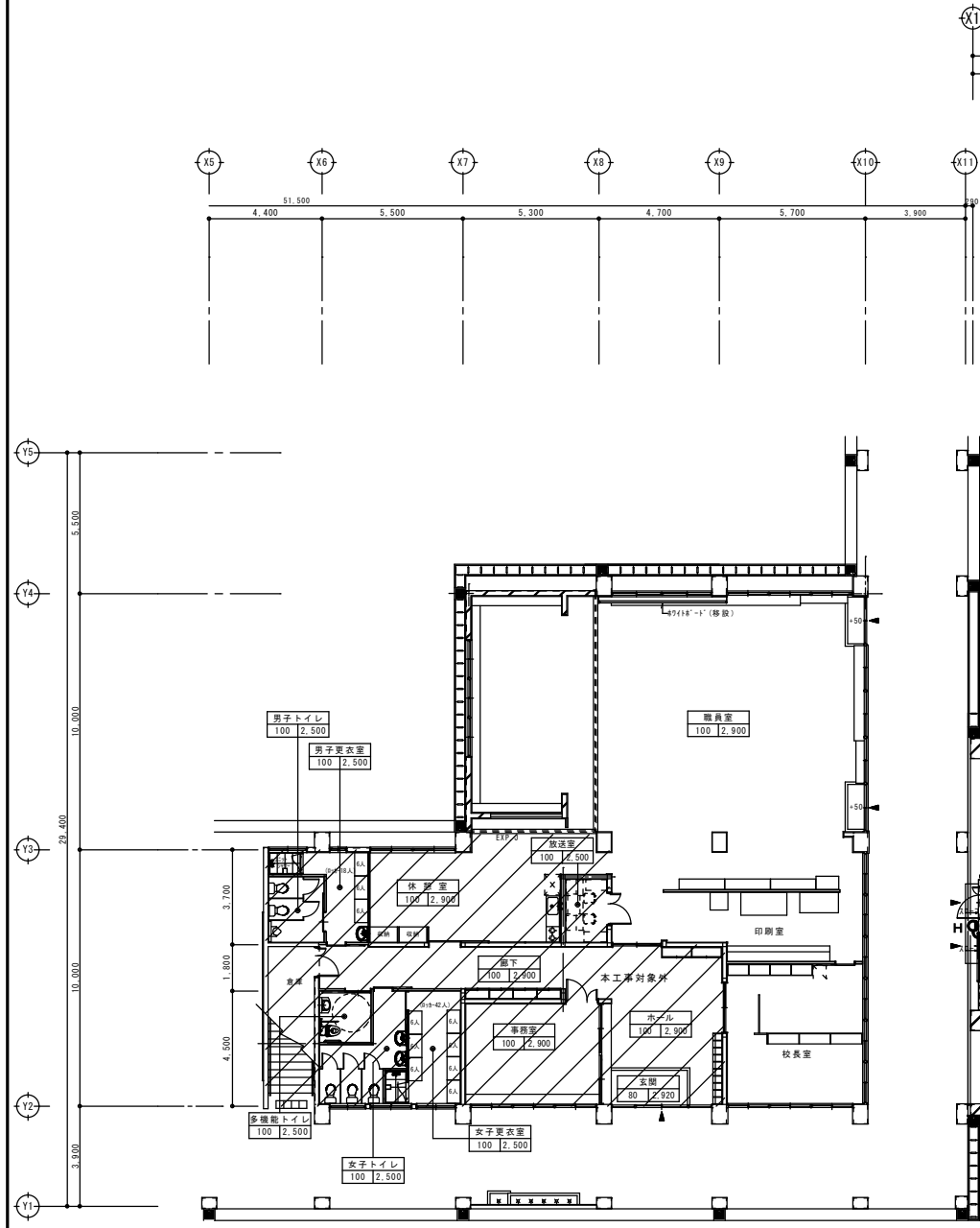
※既設壁立下はマルモール使用

※埋込スイッチはネーム付とする。

電灯設備図(改修後) A3版 S=1/100
A1版 S=1/50
【職員室・校長室・印刷室・相談室・備品庫】

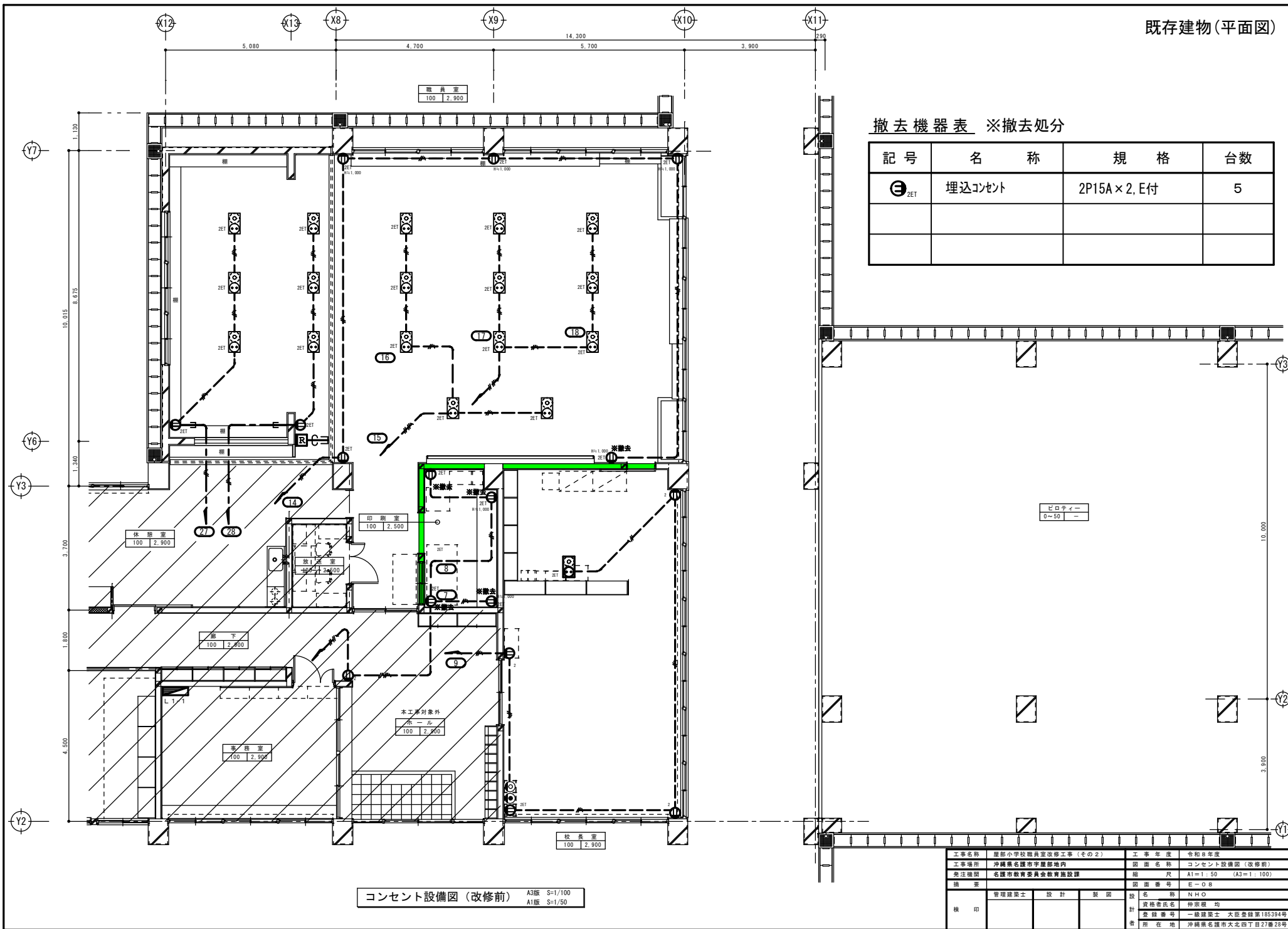
工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	電灯設備図(改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
摘要		図面番号	E-06
検印	管理建築士 設計 製図	設計者氏名	NHO
		資格者氏名	仲宗根 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

改修建物(平面図)



ピロティー電灯設備図(改修後) A3版 S=1/200
A1版 S=1/100

工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	ピロティー電灯設備図(改修前・後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:100 (A3=1:200)
摘要		図面番号	E-07
検印	管理建築士	設計	製図
設計者氏名	NHO		
資格者氏名	仲宗根 均		
登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号		
所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号		

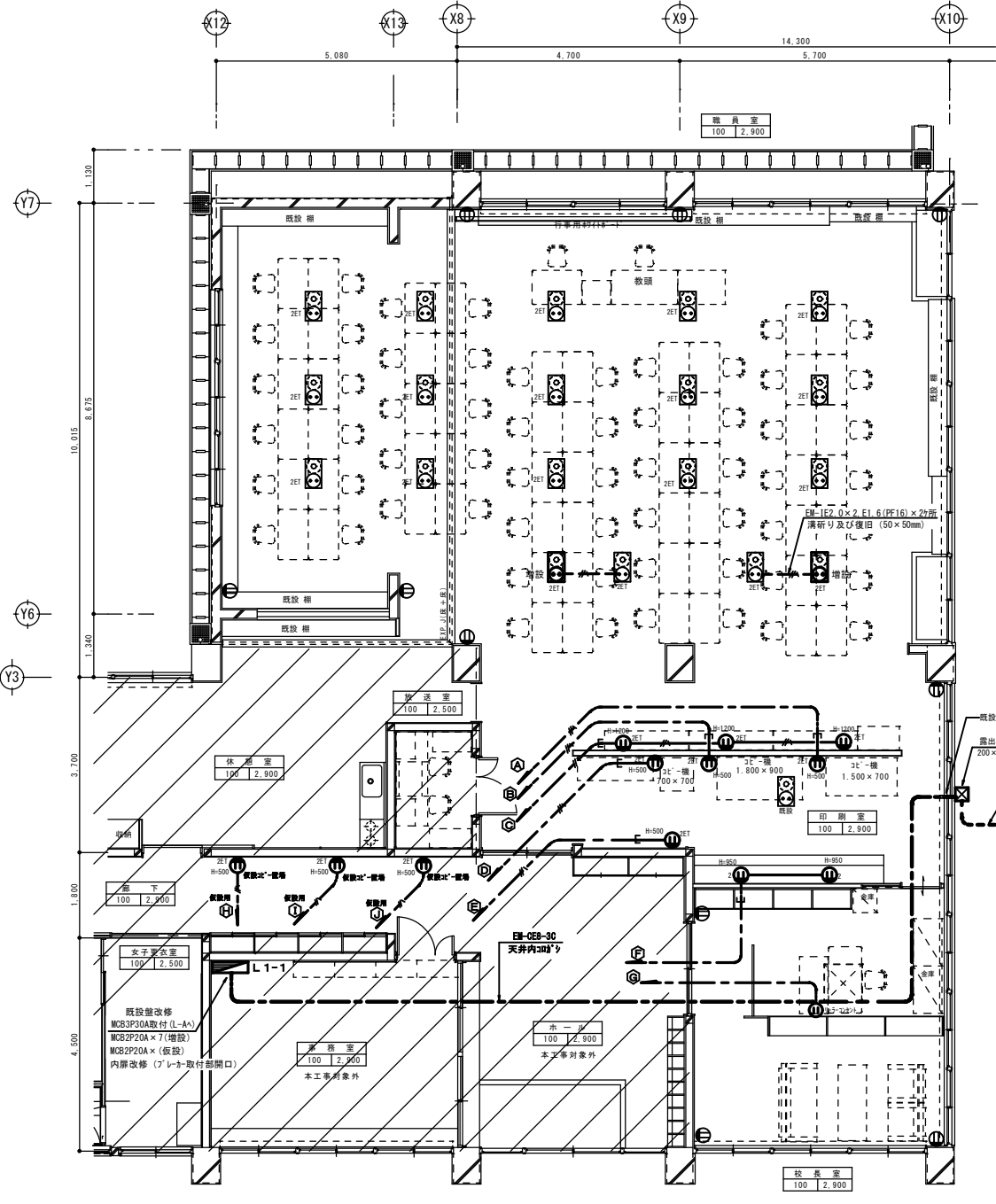


撤去機器表 ※撤去処分

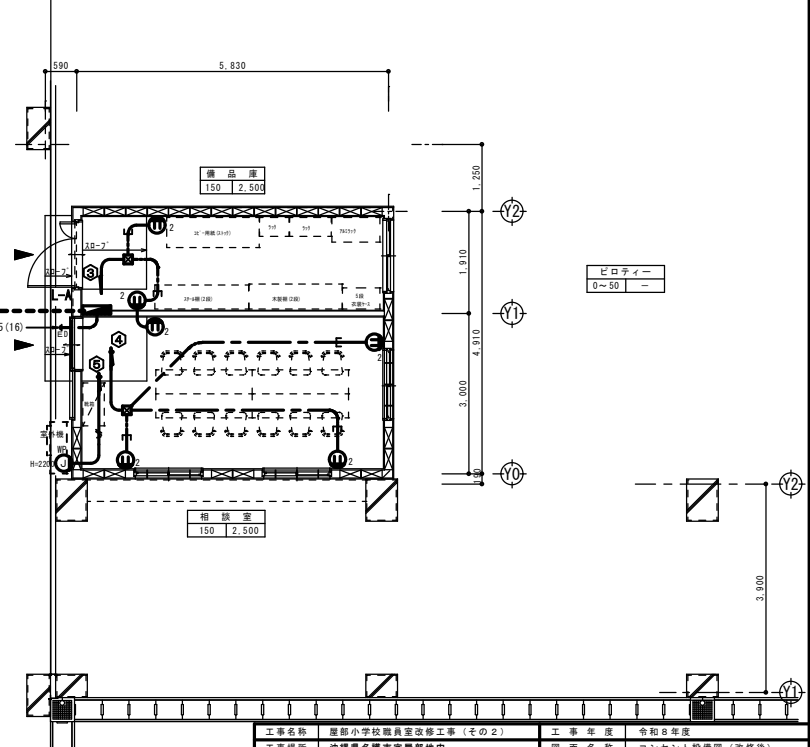
記号	名称	規格	台数
⊖ _{2ET}	埋込コンセント	2P15A×2, E付	5

コンセント設備図 (改修前) A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	コンセント設備図 (改修前)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
摘要		図面番号	E-08
検印	管理建築士 設計 製図	設計者氏名	NHO
		資格者氏名	仲原根 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号



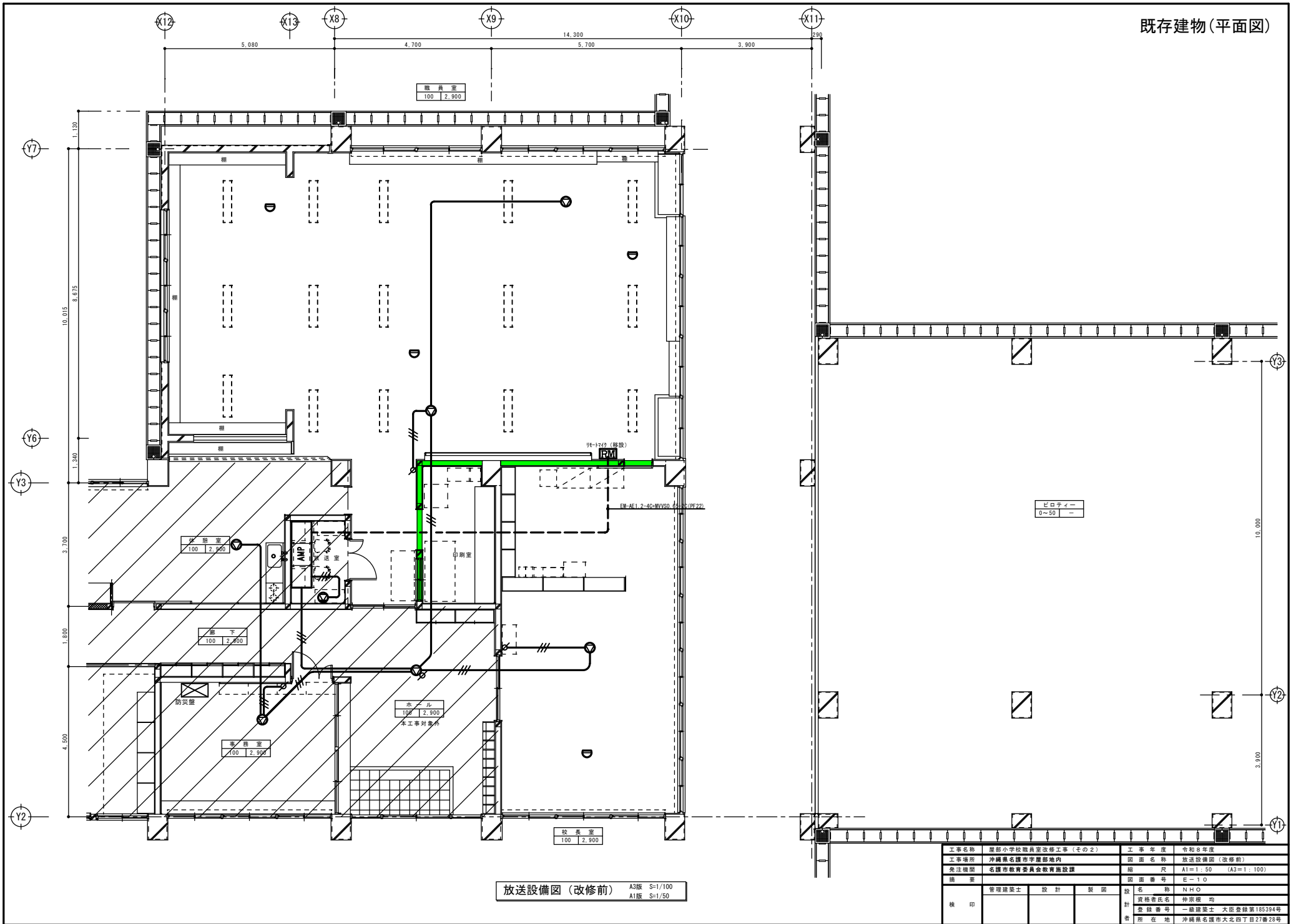
- 注記**
- 明記なき配線は下記による。
- 天井内3φ配線 EM-EEF2.0-2C
 - 天井内3φ配線 EM-EEF2.0-3C
 - 壁内いんべい配線 EM-IE2.0x2(PF16)
 - 壁内いんべい配線 EM-IE2.0x2,E1.6(PF16)



コンセント設備図(改修後) A3版 S=1/100
A1版 S=1/50
【職員室・校長室・印刷室・相談室・備品庫】

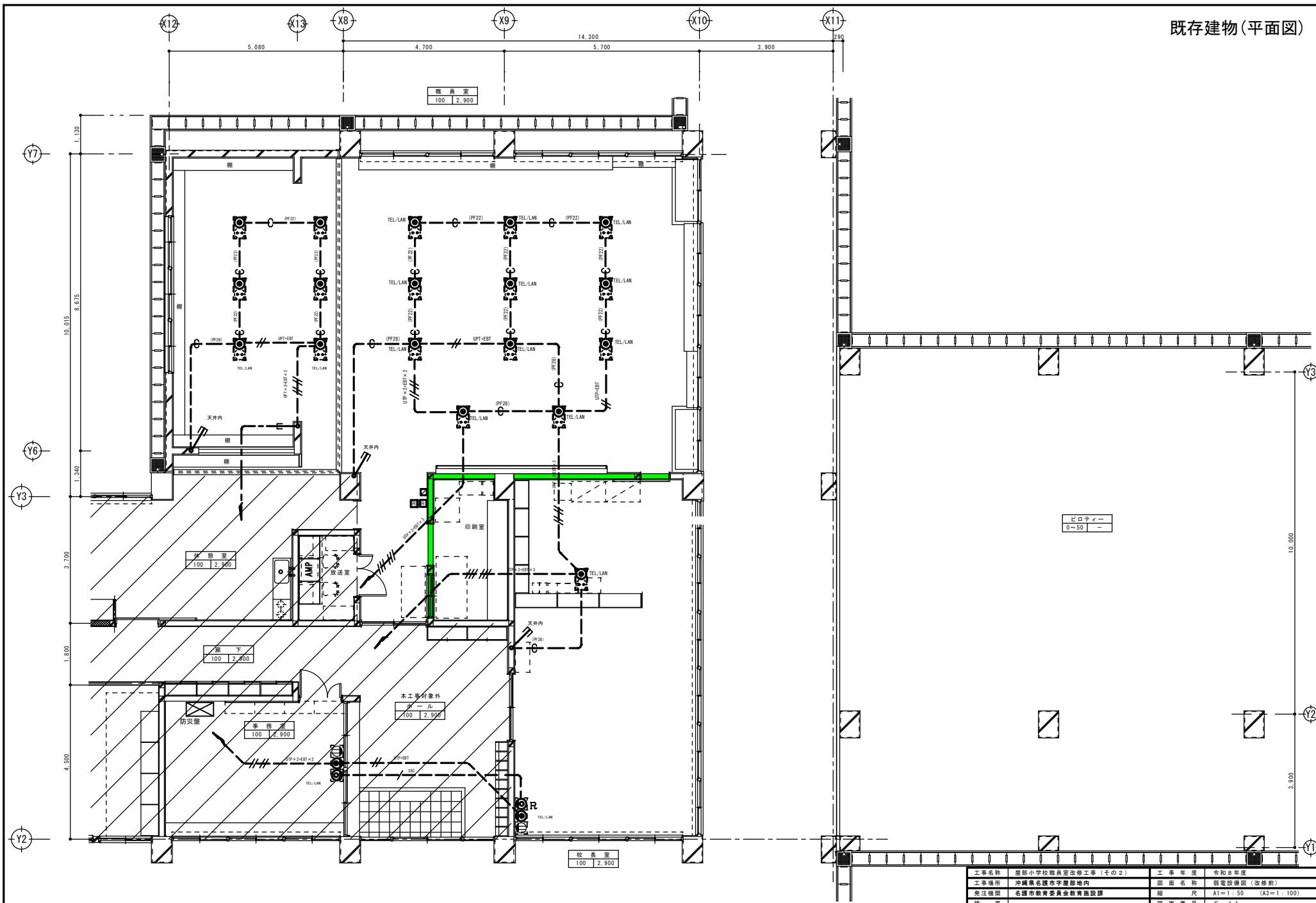
工事名称	星部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	コンセント設備図(改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
編者		図面番号	E-09
検印	管理建築士 設計 製図	設計者氏名	NHO
		資格者氏名	仲原根 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

既存建物 (平面図)



放送設備図 (改修前) A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	放送設備図 (改修前)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
摘要		図面番号	E-10
検印	管理建築士 設計 製図	設計者氏名	NHO
		資格者氏名	仲宗根 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

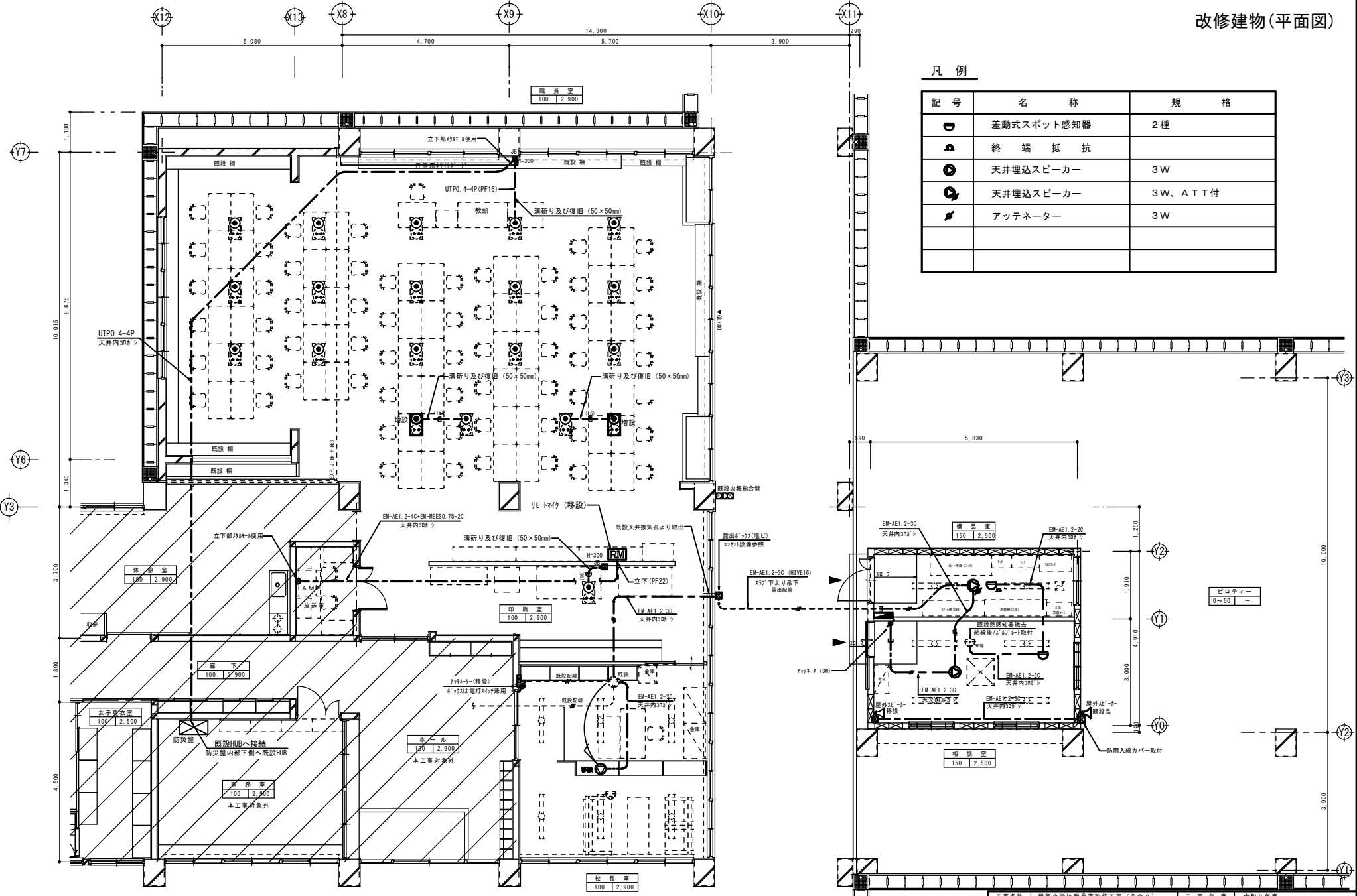


弱電設備図 (改修前) A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	弱電設備図 (改修前)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
摘要		図面番号	E-11
検印	管理建築士	設計	製図
名称	NHO		
資格者氏名	仲原根 均		
登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号		
所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号		

凡例

記号	名称	規格
Ⓧ	差動式スポット感知器	2種
Ⓨ	終端抵抗	
Ⓩ	天井埋込スピーカー	3W
ⓐ	天井埋込スピーカー	3W、ATT付
ⓑ	アッテネーター	3W



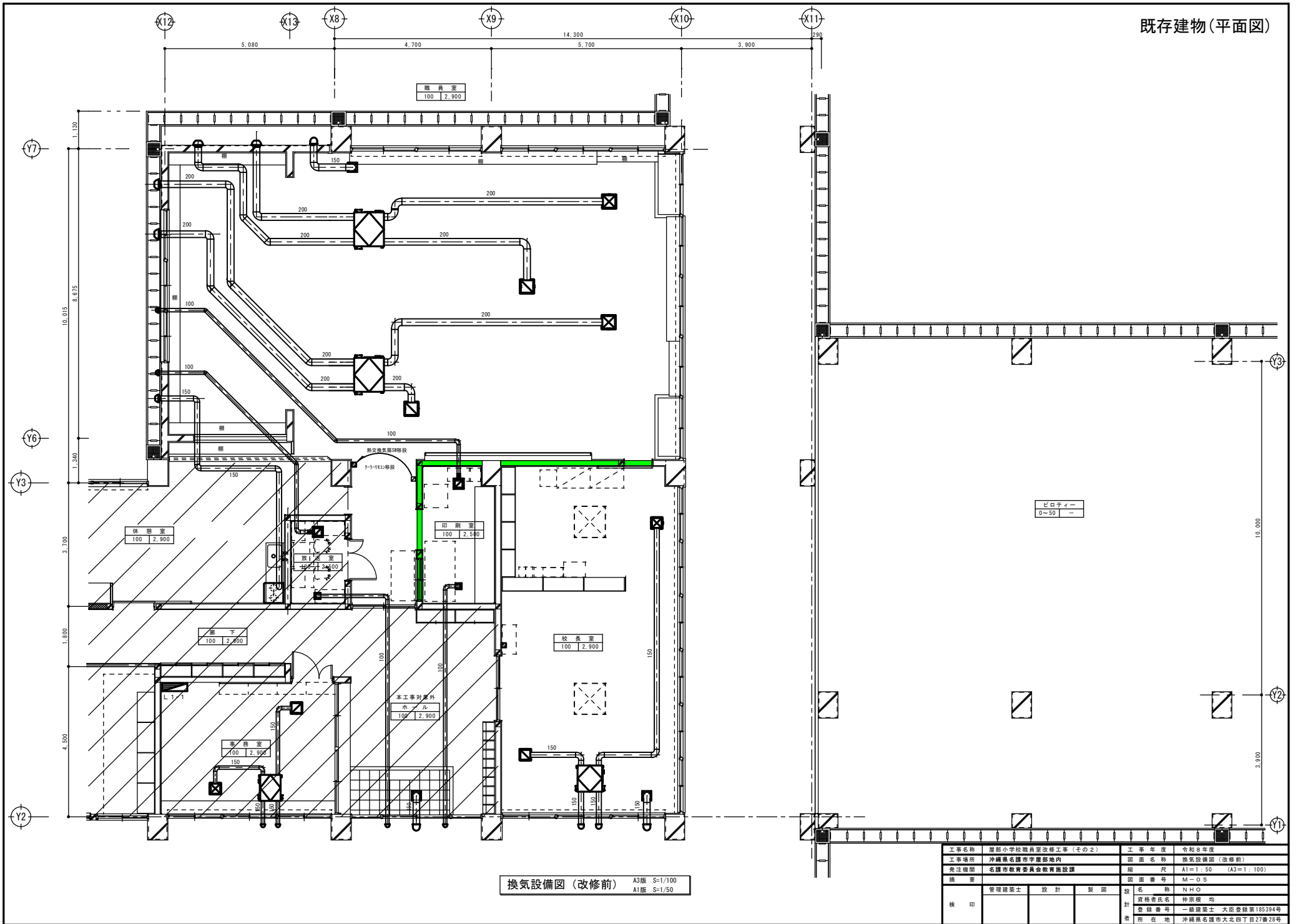
弱電設備図(改修後) A3版 S=1/100
A1版 S=1/50
[職員室・校長室・印刷室・相談室・備品庫]

工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	弱電設備図(改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
編者	管理建築士 設計 製図	図面番号	E-12
検印		図面名称	NHO
		資格者氏名	仲原 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項								
一般共通事項													
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。			○ 18 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PGB、アスベスト等有害物質調査など) (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発生材の種類及び処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引渡しを要するもの</td> <td>・無 ・有 (図示)</td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物</td> <td>・無 ・有 (図示) ※現場調査を行う</td> </tr> <tr> <td>再利用を図るもの</td> <td>・無 ・有 (図示)</td> </tr> </tbody> </table>	発生材の種類及び処理方法		引渡しを要するもの	・無 ・有 (図示)	特別管理産業廃棄物	・無 ・有 (図示) ※現場調査を行う	再利用を図るもの	・無 ・有 (図示)
発生材の種類及び処理方法													
引渡しを要するもの	・無 ・有 (図示)												
特別管理産業廃棄物	・無 ・有 (図示) ※現場調査を行う												
再利用を図るもの	・無 ・有 (図示)												
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)(国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(令和7年版)(国土交通省大臣官庁官庁営繕部設備環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(令和5年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和7年版)(国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業(建築材料等・設備機材等)評価名簿(令和4年版)(一般社団法人公共建築協会) ※		(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者との入札執行日より3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し)を提出しなければならない。		(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下、「COBRIS」(コブリス)という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「COBRIS」により作成した、「再生資源報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木)建設汚泥については工事現場から50km以内以下の施設がない場合は、この限りではない。 ① 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ② 搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化した後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件のうちから運搬費と処分費(平日入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.kanagawa.jp/site/kankyo/sebi/sangeo/asfdruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する産業廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け技第942号)」に基づき、適正に処理すること。								
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表-1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。	○ 12 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の管工事施工管理の検定科目に合格した者 ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工部門に合格した者 ・資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定科目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第392号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者										
4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.8)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。												
5 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事【方式】 【以下から選択：発注者指定方式/任意着方式/フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着方式、フレックスの方式において、受注者は余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式-1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)すること。 (3) その他事項は「余裕期間を設定する工事実施要領」による。												
6 遠隔現場の実施(1.1.14)	・ 本工事は遠隔現場を適用する。使用する機器及び立合う工程については監督職員と協議をすることとする。	○ 13 主任技術者又は監理技術者の業務	※本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を認めない。										
7 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。	○ 14 電気保安技術者 (1.3.2)	電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。										
○ 8 施工図書 (1.2.2)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。	○ 15 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()										
○ 9 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。	○ 16 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。(令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第30号)										
○ 10 設計図CADデータの貸与	本工事で発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図作成のため以外に使用してはならない。	○ 17 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第407号)による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省総務発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5〜260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発電発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工用機械で独立したもの) キ ローラ類 ク ホイールクレーン	○ 19 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に入金を証明するための書類を発注者に提出する。								
○ 11 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。 なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・ 請負契約の締結の日の翌日から平成 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。												
工事名称	歴都小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度										
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	特記仕様書(機械設備)-2										
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	N/JS										
備 考		図面番号	M-02										
検 印	管理建築士	設 計	製 図	印 者	名 称	N H O							
					資格者氏名	仲 宗 根 均							
					登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号							
					所在地	沖縄県名護市大北田丁目27番28号							

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																						
○ 20 ゆいぐる材について	<p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <p>ア 掛金取納書を契約後原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては契約原則40日以内）に発注者に提出する。</p> <p>イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用業主工事現場」標識を掲示する。</p> <p>ウ 未加入下請業者に対する加入を指導する。</p> <p>エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p> <p>(1) ゆいぐる材の利用</p> <p>ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は専ら先で使用することとする。</p> <p>イ ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。</p> <p>ウ ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。</p> <p>(2) ゆいぐる材の品質管理</p> <p>ア 受注者は、ゆいぐる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着手後に公益財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会いと実施しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。</p>	26 情報共有システムの使用	<p>ア ゆいぐる材利用状況報告書</p> <p>イ ゆいぐる材出荷量証明書</p> <p>(5) 建築物等の利用に関する説明書について</p> <p>◎「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページ）に掲載）を参考に、記載事項は監督員との協議により決定する。</p> <p>(6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。</p> <p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】：ブロードバンド回線</p> <p>【パソコンS】：Microsoft Windows 11</p> <p>【閲覧ブラウザ】：Microsoft Edge</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は沖縄県GALSシステムの利用にあたっては、沖縄県とGALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県GALSシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県GALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。</p>	○ 2 配管材料 2.1.2	管材は別表-2による。ただし、図示されたものを除く。																																						
○ 21 機材の品質等 (1.4.2)	<p>※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。）</p> <p>※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p>	○ 27 標識その他 (1.7.4)	<p>主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製等の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。</p>	○ 3 埋設配管 2.7.1	<p>・地中埋設槽の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。</p> <p>・アスファルト舗装以外の地中埋設槽は、（・コンクリート製・鉄製）とする。</p>																																						
○ 22 技能士 (1.5.2)	<p>技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。</p> <p>○配管施工（建築配管作業）</p> <p>○熱絶縁施工（保温保冷工事作業）</p> <p>○冷凍、空調和機器施工（冷凍、空調和機器施工作業）</p> <p>○建築板金施工（ダクト板金作業）</p>	○ 28 機材	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>	4 保温工事 3.1.1	<p>図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種類、施工箇所等は図示による。</p>																																						
23 化学物質の濃度測定 (1.5.10)	<p>(1) 測定の時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>測定時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p>	測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考													○ 29 施工	<p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>	5 塗装 3.2.1	<p>露出部分は全て塗装を施すこと。</p>																						
測定対象室	測定箇所数	測定時期	備考																																								
24 技術検査 (1.6.2)	<p>中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。</p> <p>()</p>	○ 30 耐震施工	<p>(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度を図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。</p> <p>※「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」</p> <p>(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p>	○ 6 仮設工事 4.1.1	<p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。</p> <p>監督員事務所を本工事で（※設置しない・設置する（・構内・構外・既存建物内一部使用））。</p> <p>監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																		
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																								
○ 25 完成時の提出図書 (1.7.1)	<p>(1) 本工事の完成時の提出図面は、「常備工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。</p> <p>(2) 本工事は電子納品対象工事とする。</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <p>なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。</p> <p>工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。</p> <p>(4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。</p>	○ 31 磁気探査	<p>本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。</p>	7 土工事 4.2.1	<p>建設発生土の処分は次による。</p> <p>・構内敷き均し</p> <p>・構内たい積</p> <p>・構外搬出適切処理</p> <p>搬出先名称（ ）</p> <p>搬出先所在地（ ）</p> <p>運搬距離（ km ）</p> <p>搬出先基準（条件）（ ）</p>																																						
		○ 32 墜落制止用器具	<p>・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。</p>	○ 8 その他	<p>(1) 請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。</p> <p>(2) 以下の負担金は請負者の負担とする。</p> <p>・水道引込に係る負担金（ 円）</p> <p>・ガス引込に係る負担金（ 円）</p> <p>※</p> <p>(3) 図示されたものを除き、以下による。</p> <p>※</p>																																						
		○ 33 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	<p>・本工事は「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。</p> <p>実施については「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事工事試行要領（案）」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018.12.21日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。</p>	空気調和設備工事	<p>○ 1 空気調和機</p> <p>室内機は、図示された場合を除き以下による。</p> <p>※耐塩処理を施す。（原則、県内工場の施工。5年間保証。）</p> <p>※端子板にヤモリガード対策を施す。</p>																																						
		○ 34 建設キャリアアップシステム(CGUS)活用において	<p>・本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CGUS」という。）の対象工事であり、受注後に「沖縄県建設キャリアアップシステム（CGUS）活用工事試行要領」によりCGUSを活用するが受注者と協議するものとする。</p> <p>実施については、「沖縄県建設キャリアアップシステム（CGUS）活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする。</p> <p>※</p>	○ 2 制気口	<p>図示されていない制気口の材質は（・銅板・アルミニウム板）とする。</p>																																						
		○ 35 その他	<p>○総合調整</p> <p>総合調整は以下の項目を行うこと。</p> <p>○風量調整</p> <p>○水量調整</p> <p>・室内外空気の温湿度の調整</p> <p>・室内気流及びじんあいの調整</p> <p>○騒音、振動の調整</p> <p>○飲料水の水质の測定</p> <p>○雑用水の水质の測定</p> <p>○運転状態（総合調整結果）の記録</p>	○ 3 ダクト (1.14.3)	<p>長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（・アングルフランジ・コーナーボルト（・共板フランジ・スライドオンフランジ））工法とする。</p>																																						
		○ 1 総合調整 (1.3.3)		○ 4 ダクト付属品	<p>風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。</p> <p>・送風機吐出側</p> <p>・送風機吸い込み側</p> <p>・外気取り入れダクト</p>																																						
				○ 5 設計温湿度条件	<p>設計温湿度条件は以下による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="2">室内（ ）</th> </tr> <tr> <th>温度(°C)</th> <th>湿度(%)</th> <th>温度(°C)</th> <th>湿度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>32.8℃</td> <td></td> <td>27℃</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		外気		室内（ ）		温度(°C)	湿度(%)	温度(°C)	湿度(%)	夏季	32.8℃		27℃	50%	冬季																							
	外気		室内（ ）																																								
	温度(°C)	湿度(%)	温度(°C)	湿度(%)																																							
夏季	32.8℃		27℃	50%																																							
冬季																																											
				○ 6 その他	<p>※</p>																																						
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <td>歴都小学校職員室改修工事（その2）</td> <th>工事年度</th> <td>令和8年度</td> </tr> <tr> <th>工事場所</th> <td>沖縄県名護市宇津部地内</td> <th>図面名称</th> <td>特記仕様書（機械設備）-3</td> </tr> <tr> <th>発注機関</th> <td>名護市教育委員会教育施設課</td> <th>縮尺</th> <td>N / S</td> </tr> <tr> <th>摘要</th> <td></td> <th>図面番号</th> <td>M-03</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">検印</th> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> <td rowspan="4">設計者</td> <td>名称</td> <td>NHO</td> </tr> <tr> <td>資格者氏名</td> <td></td> <td></td> <td>資格者氏名</td> <td>仲宗根 均</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> <td></td> <td>登録番号</td> <td>一級建築士 大臣登録第185394号</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td></td> <td>所在地</td> <td>沖縄県名護市大北田丁目27番28号</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	歴都小学校職員室改修工事（その2）	工事年度	令和8年度	工事場所	沖縄県名護市宇津部地内	図面名称	特記仕様書（機械設備）-3	発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	N / S	摘要		図面番号	M-03	検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	NHO	資格者氏名			資格者氏名	仲宗根 均	登録番号			登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号	所在地			所在地	沖縄県名護市大北田丁目27番28号
工事名称	歴都小学校職員室改修工事（その2）	工事年度	令和8年度																																								
工事場所	沖縄県名護市宇津部地内	図面名称	特記仕様書（機械設備）-3																																								
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	N / S																																								
摘要		図面番号	M-03																																								
検印	管理建築士	設計	製図	設計者	名称	NHO																																					
	資格者氏名				資格者氏名	仲宗根 均																																					
	登録番号				登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号																																					
	所在地				所在地	沖縄県名護市大北田丁目27番28号																																					

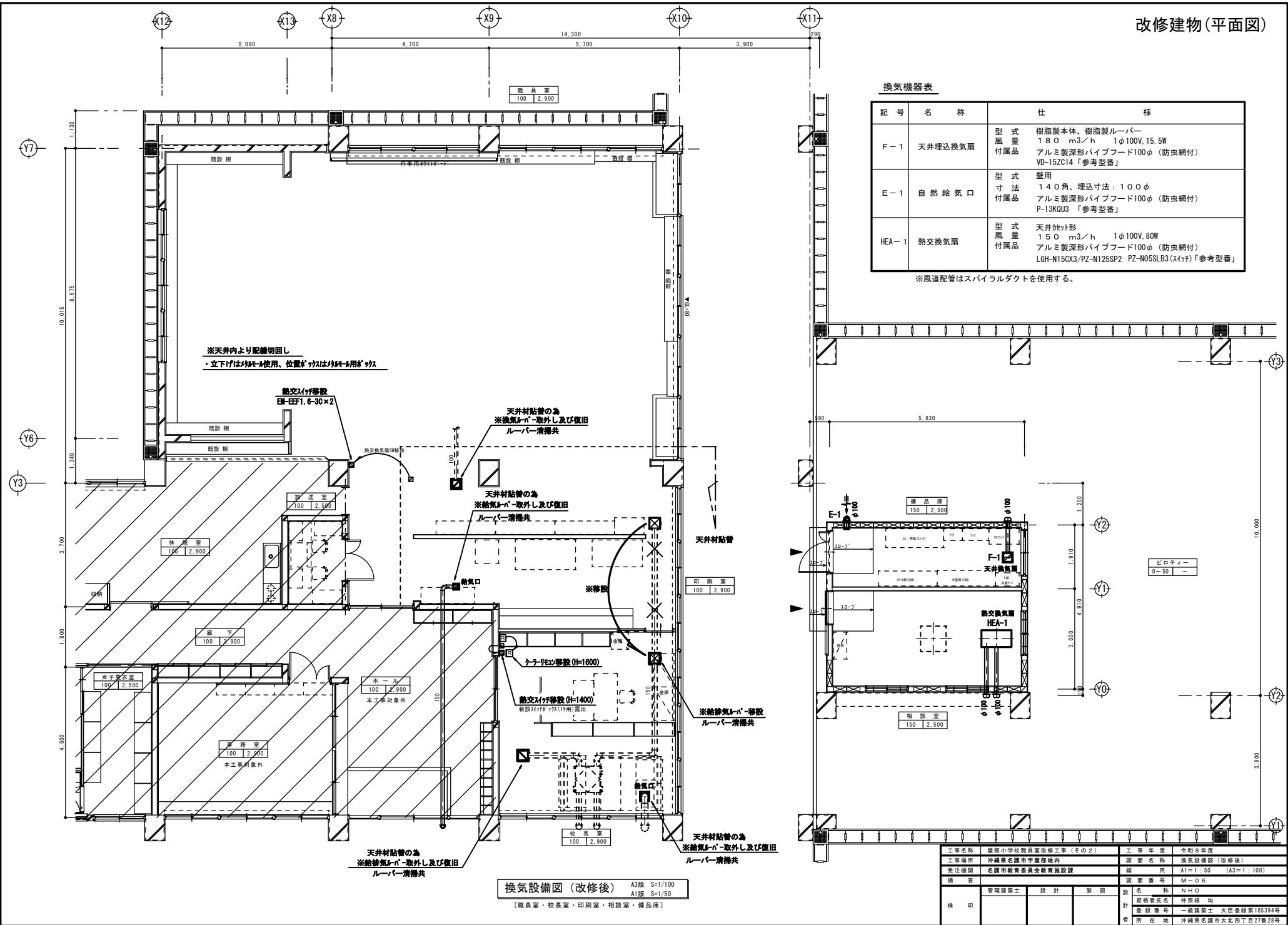
特記事項					特記事項					特記事項																																																						
別表-1 (関連工事との取り合い)					別表-2 (管材)																																																											
工事内容		本工事	別途工事		用途	施工箇所	管材																																																									
機器の基礎	屋内設置 (架台、アンカーボルトを除く)	・	電	※	冷温水管	屋内一般配管																																																										
	屋上設置 (架台、アンカーボルトを除く)	・	・	※		機械室・便所配管																																																										
	屋外設置 (架台、アンカーボルトを除く)	※	・	・		屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)																																																										
	架台、アンカーボルト	※	・	・		地中配管																																																										
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ	※	・	・	冷水管	屋内一般配管																																																										
	補強鉄筋	・	・	※		機械室・便所配管																																																										
	スリーブの穴埋め	※	・	・		屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)																																																										
箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ	※	・	・	冷却水管	地中配管																																																										
	補強鉄筋	・	・	※		屋内一般配管																																																										
	型枠の穴埋め	※	・	・		機械室・便所配管																																																										
天井、壁の切り込み	墨出し	※	・	・	蒸気管	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)																																																										
	下地組み、ボード類切り込み (埋込照明器具、スピーカー等)	・	・	※		地中配管																																																										
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	・	※	高温水管	屋内一般配管																																																										
インサート	インサート	※	・	・		機械室・便所配管																																																										
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	・	※		屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)																																																										
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・	・	油管	地中配管																																																										
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・	・		屋内一般配管																																																										
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※	・		機械室・便所配管																																																										
	天井吊り機器 (空調機、空調換気扇) の本体と操作スイッチ間の配管	・	※	・	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)																																																											
	上記の配線	※	・	・	地中配管																																																											
	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※	・	屋内一般配管																																																											
	上記の配線	※	・	・	機械室・便所配管																																																											
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	・	・	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)																																																											
自動制御	上記の配管、配線	・	※	・	地中配管																																																											
	電気配管	・	・	・	屋内一般配管	断熱材被覆銅管 (JIS H 3300)																																																										
	電気配線	・	・	・	機械室・便所配管	〃																																																										
浄化槽	電源供給	・	※	・	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	〃																																																										
	基礎杭	コンクリート躯体	・	・	・	地中配管																																																										
		基礎コンクリート	※	・	・	屋内一般配管																																																										
		根切り	※	・	・	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)																																																										
	埋戻し	※	・	・	地中配管																																																											
	残土処理	・	・	・	屋内一般配管																																																											
	防護柵	・	・	・	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)																																																											
	土止め工事	・	・	・	地中配管																																																											
	保護砂	・	・	・	屋内一般配管																																																											
	湧水処理	・	・	・	機械室・便所配管																																																											
	送風機室 (換気用送風機を含む)	・	・	・	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)																																																											
	操作盤までの1次側電気工事	・	※	・	地中配管																																																											
	操作盤以降の2次側電気工事	※	・	・	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管JIS K 6741 (VP)																																																										
樋	ルーフトレイン及び立て樋	・	・	※	機械室・便所配管	〃																																																										
	立て樋接続用埋設機引管	・	・	※	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	〃																																																										
流し類	台所流し台、手洗い流し台 (SUS入研ぎ共)	・	・	※	地中配管	〃																																																										
	上記の配管接続	※	・	・	屋内一般配管																																																											
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物	※	・	・	機械室・便所配管																																																											
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	※	・	・	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)																																																											
身障者用手すり	衛生器具回り	※	・	・	地中配管																																																											
	その他手すり	・	・	※	屋内一般配管																																																											
※配線は接続を含むものとする。					特記事項																																																											
					※冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。																																																											
					※																																																											
										<table border="1"> <tr> <td>工事名称</td> <td colspan="3">歴部小学校職員室改修工事 (その2)</td> <td>工事年度</td> <td colspan="2">令和8年度</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="3">沖縄県名護市宇屋部地内</td> <td>図面名称</td> <td colspan="2">特記仕様書 (機械設備) - 4</td> </tr> <tr> <td>発注機関</td> <td colspan="3">名護市教育委員会教育施設課</td> <td>縮尺</td> <td colspan="2">N/S</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="3"></td> <td>図面番号</td> <td colspan="2">M-04</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">検印者</td> <td>管理建築士</td> <td>設計</td> <td>製図</td> <td rowspan="4">検印者</td> <td>名称</td> <td>NHO</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資格者氏名</td> <td>仲宗根 均</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>登録番号</td> <td>一級建築士 大臣登録第185394号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>所在地</td> <td>沖縄県名護市大北田丁目2番28号</td> </tr> </table>					工事名称	歴部小学校職員室改修工事 (その2)			工事年度	令和8年度		工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内			図面名称	特記仕様書 (機械設備) - 4		発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮尺	N/S		摘要				図面番号	M-04		検印者	管理建築士	設計	製図	検印者	名称	NHO				資格者氏名	仲宗根 均				登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号				所在地	沖縄県名護市大北田丁目2番28号
工事名称	歴部小学校職員室改修工事 (その2)			工事年度	令和8年度																																																											
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内			図面名称	特記仕様書 (機械設備) - 4																																																											
発注機関	名護市教育委員会教育施設課			縮尺	N/S																																																											
摘要				図面番号	M-04																																																											
検印者	管理建築士	設計	製図	検印者	名称	NHO																																																										
					資格者氏名	仲宗根 均																																																										
					登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号																																																										
					所在地	沖縄県名護市大北田丁目2番28号																																																										



換気設備図 (改修前) A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	換気設備図 (改修前)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
摘要		図面番号	M-05
検印	管理建築士 設計 製図	設計者氏名	NHO
		資格者氏名	仲原根 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

改修建物(平面図)



換気機器表

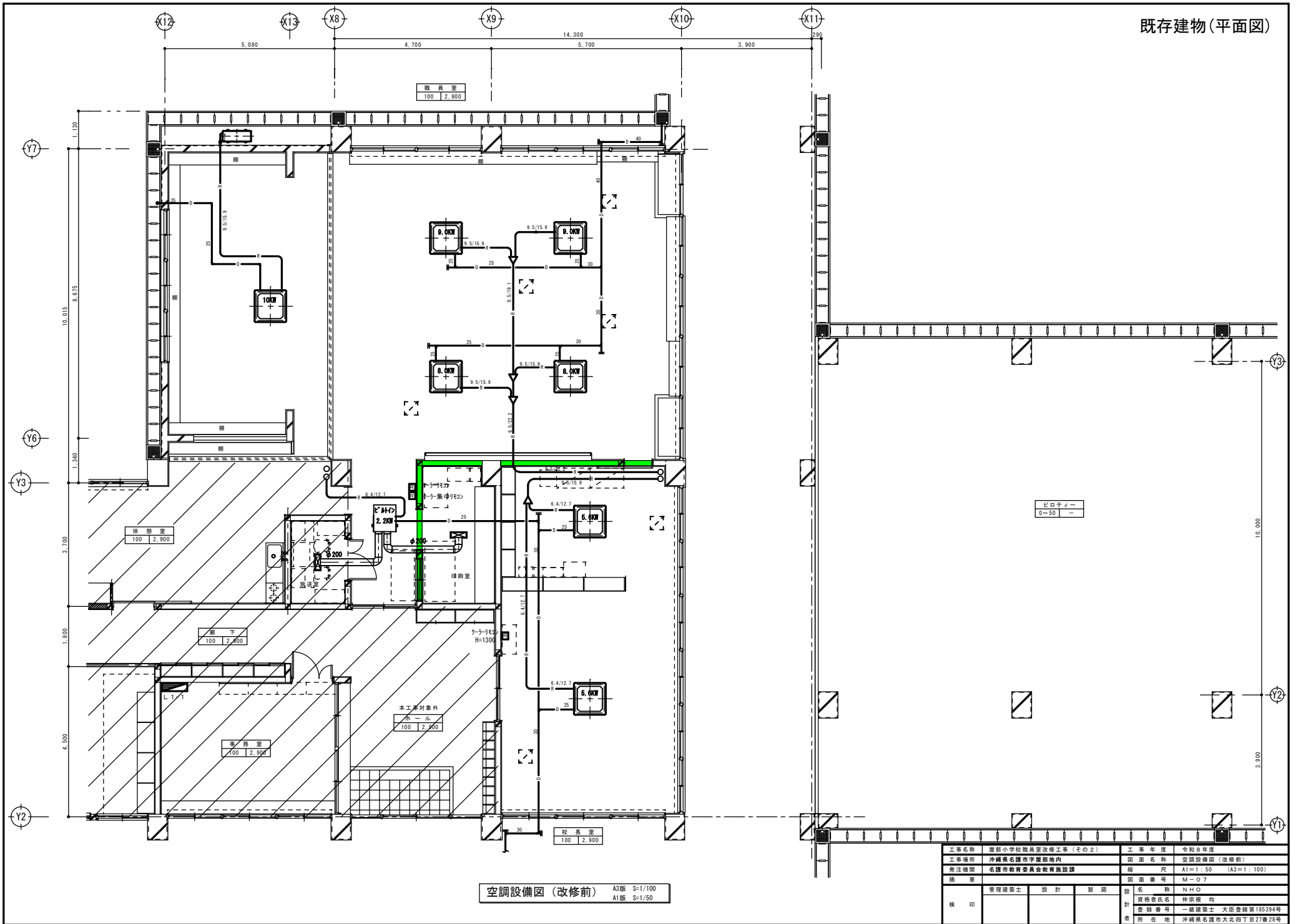
記号	名称	仕様
F-1	天井埋込換気扇	型式 樹脂製本体、樹脂製ルーバー 風量 180 m ³ /h 1φ100V, 15.5W 付属品 アルミ製深形パイプフード100φ (防虫網付) VD-15ZC14「参考型番」
E-1	自然給気口	型式 壁用 寸法 140角、埋込寸法: 100φ 付属品 アルミ製深形パイプフード100φ (防虫網付) P-13KOU3「参考型番」
HEA-1	熱交換換気扇	型式 天井吊り形 風量 150 m ³ /h 1φ100V, 80W 付属品 アルミ製深形パイプフード100φ (防虫網付) LGH-N15CX3/PZ-N125SP2 PZ-NOSSLB3(スリッパ)「参考型番」

※風道配管はスパイラルダクトを使用する。

換気設備図(改修後) A3版 S=1/100
A1版 S=1/50
[職員室・校長室・印刷室・相談室・備品庫]

工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	換気設備図(改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
編者	管理建築士 設計 製図	図面番号	M-06
検印		図面名称	NHO
		資格者氏名	仲原 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

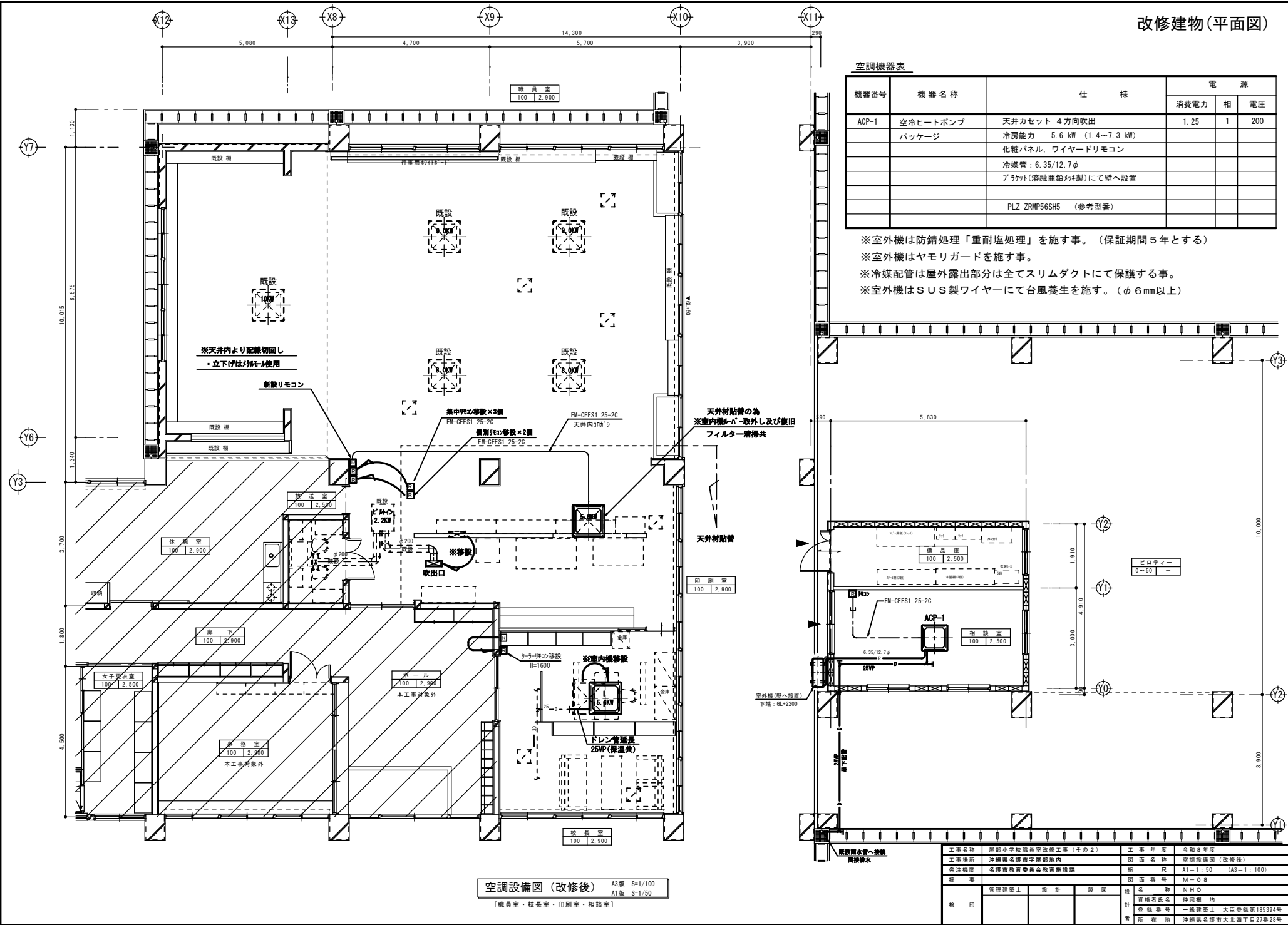
既存建物 (平面図)



空調設備図 (改修前) A3版 S=1/100
A1版 S=1/50

工事名称	屋部小学校職員室改修工事 (その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	空調設備図 (改修前)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
図面番号	M-07	図面番号	M-07
設計	管理建築士 設計 製図	設計者氏名	NHO
検印		資格者氏名	仲宗根 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大北四丁目27番28号

改修建物(平面図)



空調機器表

機器番号	機器名称	仕様	電源		
			消費電力	相	電圧
ACP-1	空冷ヒートポンプパッケージ	天井カセット 4方向吹出 冷房能力 5.6 kW (1.4~7.3 kW) 化粧パネル、ワイヤードリモコン 冷媒管: 6.35/12.7φ ブラケット(溶融亜鉛メッキ製)にて壁へ設置	1.25	1	200
		PLZ-ZRMP56SH5 (参考型番)			

※室外機は防錆処理「重耐塩処理」を施す事。(保証期間5年とする)
 ※室外機はヤモリガードを施す事。
 ※冷媒配管は屋外露出部分は全てスリムダクトにて保護する事。
 ※室外機はSUS製ワイヤーにて台風養生を施す。(φ6mm以上)

空調設備図(改修後) A3版 S=1/100
 A1版 S=1/50
 [職員室・校長室・印刷室・相談室]

工事名称	屋部小学校職員室改修工事(その2)	工事年度	令和8年度
工事場所	沖縄県名護市宇屋部地内	図面名称	空調設備図(改修後)
発注機関	名護市教育委員会教育施設課	縮尺	A1=1:50 (A3=1:100)
調査		図面番号	M-08
設計	管理建築士	設計	製図
検印		設計者氏名	NHO
		資格者氏名	仲宗根 均
		登録番号	一級建築士 大臣登録第185394号
		所在地	沖縄県名護市大正四丁目27番28号